幸手市

公共施設等総合管理計画

平成２９年３月
（令和４年３月改訂）

幸　手　市

□■目　次■□

第 1 章 計画策定の背景と目的……1

1-1 背景……1
1-2 目的……1
1-3 計画の位置付け……2
1-4 計画の対象範囲……2

第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し……3

2-1 公共施設等の現況……3
2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し……11
2-3 公共施設等の修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み……12

第 3 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針……19

3-1 計画期間……19
3-2 現状や課題に対する基本認識……19
3-3 公共施設等アセットマネジメントの基本方針……20
3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方……21
3-5 フォローアップの実施方針……28

第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針……29

4-1 建築物系公共施設……29
4-2 インフラ系公共施設……42

巻末資料　施設一覧表……49

第1章　計画策定の背景と目的

1-1 背景

我が国では厳しい財政状況が続く中、国、地方公共団体ともに建築物系公共施設及びインフラ系公共施設（以下「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。

国では、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、老朽化対策への取組みを始めるとともに、総務省が地方公共団体に対して、平成 26 年 4 月に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を通知し、総合的・中長期的な観点から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請しています。

本市においては、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて人口が急増し、同時期に多くの建築物系公共施設が建設されてきました。これらの施設は、市民生活の利便性向上や福祉の向上に寄与してきましたが、現在、建設から 30 年以上が経過し、今後、大規模な修繕や更新の時期を迎えることになり、仮に現存の施設を全て更新することになると、同時期に多額の費用が掛かることになります。

また、道路、橋りょう、上水道、公共下水道などのインフラ系公共施設についても同様のことが言え、今後、人口減少や少子高齢化が進み、税収の減少や社会保障関係経費の増大が見込まれる中で、こうした施設等の修繕、改修、更新等を行うことは財政上難しくなってきます。

1-2 目的

本市では、これまで、平成 26 年 10 月に「幸手市公共施設白書」を作成し、施設の現状や更新費用の推計を行ってきましたが、改めて各部署で管理していた公共施設を一元的に把握し、将来の費用負担を推計した上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みである「公共施設等アセットマネジメント」を推進していきます。

そこで、本市が保有する建築物系、インフラ系の全ての公共施設に対して、公共施設等アセットマネジメントの基本的な方針となる「幸手市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を平成 29 年 3 月に策定しました。

その後、平成 30 年 2 月に総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が通知され、総合管理計画について総合的かつ計画的な推進を図ることに加え、不断の見直しや記載内容を充実させるよう要請がありました。

これを受け、本計画策定後に改訂や策定を行った各分野における個別施設計画に掲げた対策内容などを反映、整理するとともに、記載が必須とされた中長期的な維持管理・更新等に係る費用の推計などについて新たに記載するなど、令和 4 年 3 月に改訂を行いました。

1-3 計画の位置付け

本計画は、市政運営の最上位計画である「幸手市総合振興計画」を始め、関連計画の内容等を反映し、今後の各分野における個別施設計画や公共施設等の計画的再編成及び長寿命化などの取組みに関する横断的な考え方を示すものです。

また、今後の各分野における個別施設計画などの見直しの際には、記載した対策の内容等を不断の見直しにより充実させ、反映していくこととします。

1-4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、建築物系公共施設とインフラ系公共施設とし、土地及びその他動産・金融資産は範囲外とします。

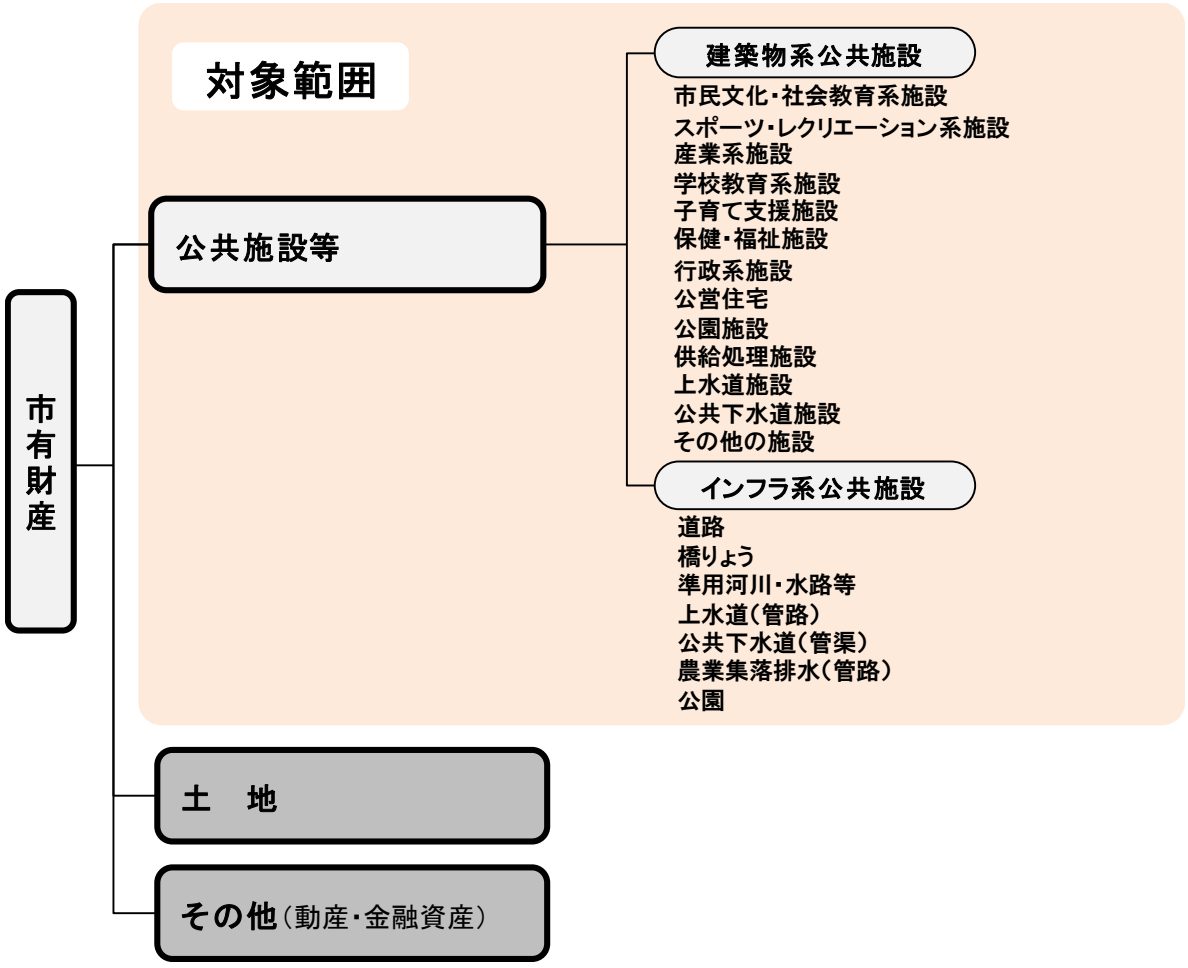

図１　計画の対象範囲

第2章　公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1 公共施設等の現況

本市が保有する公共施設等について、建築物系公共施設とインフラ系公共施設に区分して、公共施設の総量、年度別建築状況、耐震化の状況等についての現況を示します。

(1) 建築物系公共施設

① 総量

本計画で対象としている建築物系公共施設は 87 施設、総延床面積[*1] 143,560 ㎡です。施設類型別延床面積の割合を図 2 に、施設類型別の施設例、延床面積及び施設数を図 3 に示します。

施設類型別延床面積の割合では、学校教育系施設が 50.5%と最も大きな割合を占め、次いで、スポーツ・レクリエーション系施設の 11.4%、市民文化・社会教育系施設の 8.4%の順となっています。なお、上水道施設及び公共下水道施設は、浄水場、汚水中継ポンプ場などの建築物を対象とします。

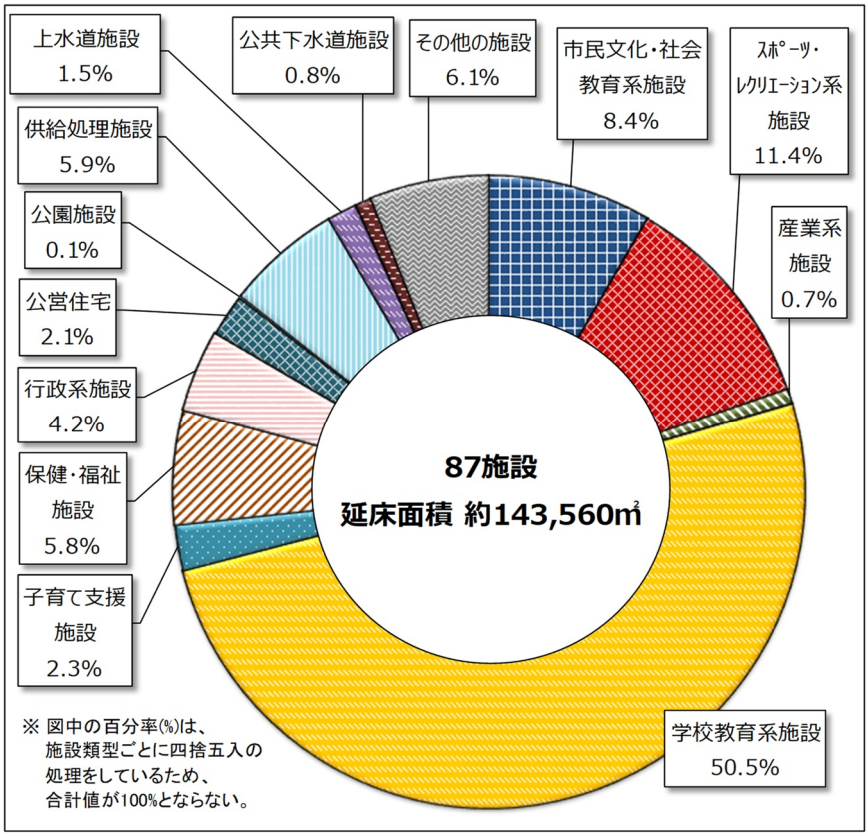

図２　建築物系公共施設の施設類型別延床面積の割合

*1　延床面積：建築物の各階の床面積の合計

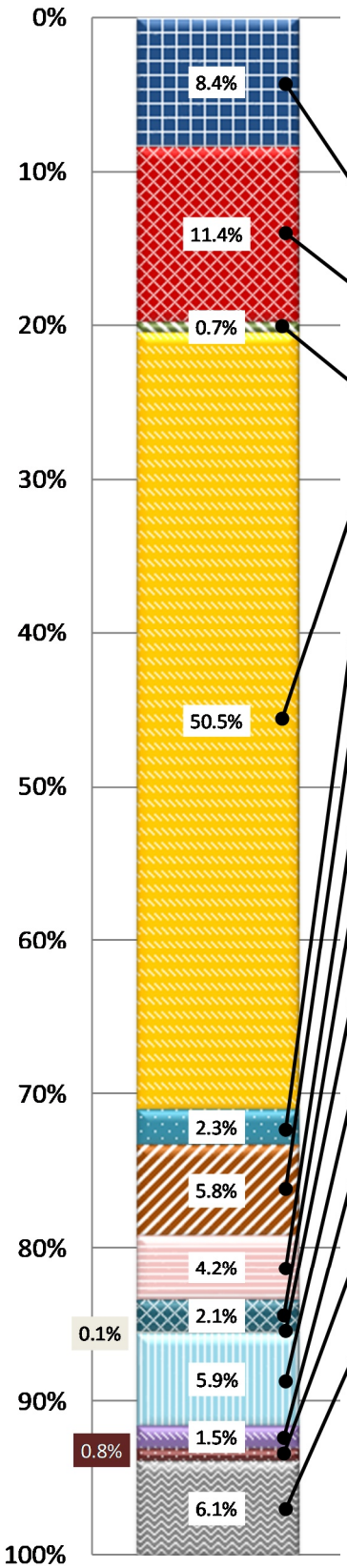

分　類	施設例	延床面積 (m^2)	施設数
市民文化・社会教育系施設	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、公民館、図書館	12,041	11
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	市民文化体育館(ｱｽｶﾙ幸手)、武道館、野球場	16,303	8
産業系施設	勤労福祉会館、市営釣場	1,066	4
学校教育系施設	小学校、中学校、吉田幼稚園	72,504	13
子育て支援施設	保育所、児童館、放課後児童ｸﾗﾌﾞ	3,345	11
保健・福祉施設	保健福祉総合ｾﾝﾀｰ(ｳｪﾙｽ幸手)、老人福祉センター、自立支援施設	8,391	4
行政系施設	市庁舎	6,029	3
公営住宅	市営住宅	3,053	1
公園施設	便所、倉庫	197	6
供給処理施設	ひばりヶ丘桜泉園、最終処分場	8,520	3
上水道施設	第一浄水場、第二浄水場	2,182	2
公共下水道施設	汚水中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場	1,220	1
その他の施設	消防施設、雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	8,709	20
合　計		**143,560**	**87**

図３　施設類型別の施設例、延床面積及び施設数

埼玉県内の類似規模 18 市の人口一人当たりの延床面積を表 1 に、同比較を図 4 に示します。

本市が保有する建築物系公共施設の延床面積を人口一人当たりに換算すると 2.50 ㎡/人となります。これは、類似規模 18 市の平均値 2.43 ㎡/人と比べるとほぼ同一水準、全国市町村平均値 3.42 ㎡/人（東洋大学「全国自治体公共施設延床面積データ」）と比べると低い水準にあります。

表 1　埼玉県内類似規模 18 市の人口一人当たりの延床面積

自治体名	合併の有無 (平成17年以降)	人口① [人]	行政面積② [㎢]	建築物の 総延床面積③ [㎡]	人口一人当たり の延床面積 [㎡/人]
行田市	合併あり	83,585	67.49	275,788	3.30
秩父市	合併あり	65,311	577.83	329,486	5.04
飯能市	合併あり	80,513	193.05	269,303	3.34
本庄市	合併あり	78,993	89.69	223,648	2.83
東松山市	合併なし	89,574	65.35	216,485	2.42
羽生市	合併なし	55,677	58.64	163,350	2.93
蕨市	合併なし	73,289	5.11	138,676	1.89
志木市	合併なし	74,183	9.05	143,136	1.93
和光市	合併なし	80,615	11.04	164,704	2.04
桶川市	合併なし	75,071	25.35	133,659	1.78
北本市	合併なし	68,154	19.82	152,074	2.23
八潮市	合併なし	86,138	18.02	163,269	1.90
蓮田市	合併なし	62,481	27.28	112,869	1.81
幸手市	**合併なし**	**52,725**	**33.93**	**132,019**	**2.50**
鶴ケ島市	合併なし	70,145	17.65	138,007	1.97
日高市	合併なし	57,015	47.48	128,783	2.26
吉川市	合併なし	71,048	31.66	116,626	1.64
白岡市	合併なし	52,035	24.92	99,999	1.92

※ 建築物の総延床面積③は、基本的に行政財産のみとし、普通財産は含めない

出典：①総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成28年1月1日現在）
②国土地理院「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」（平成27年10月1日現在）
③総務省「公共施設状況調」（平成26年度）

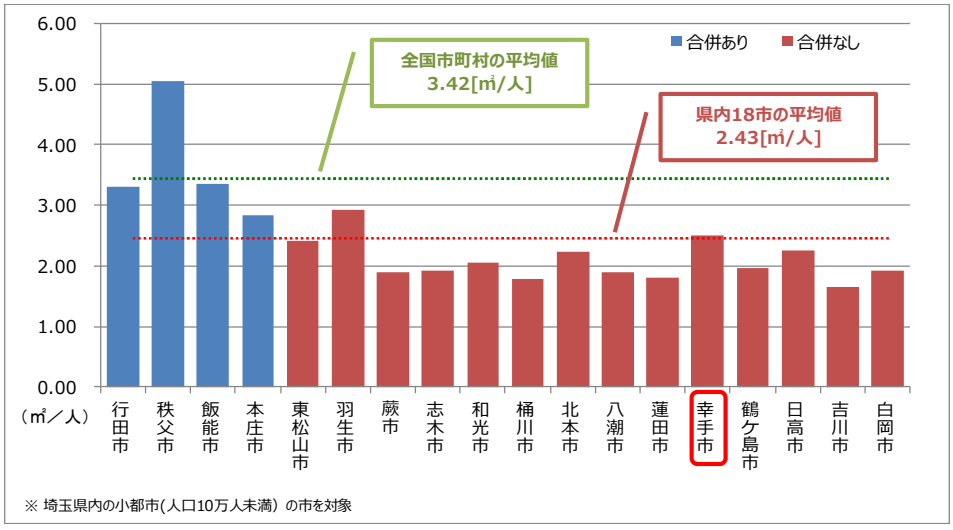

図 4　埼玉県内類似規模 18 市との人口一人当たりの延床面積の比較

② 年度別建築状況

建築物系公共施設の建築年度別延床面積を図 5 に示します。

日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によると、建築物の更新(*2)の目安は築 60 年、大規模修繕(*3)の目安は築 30 年とされています。本市では、昭和 40 年代から公共施設の整備量が増加し、現在は大規模修繕時期の築 30 年を経過した公共施設が全体の 6 割を超えています。今後はその割合が増加し、施設の老朽化が進行していく状況が見込まれます。

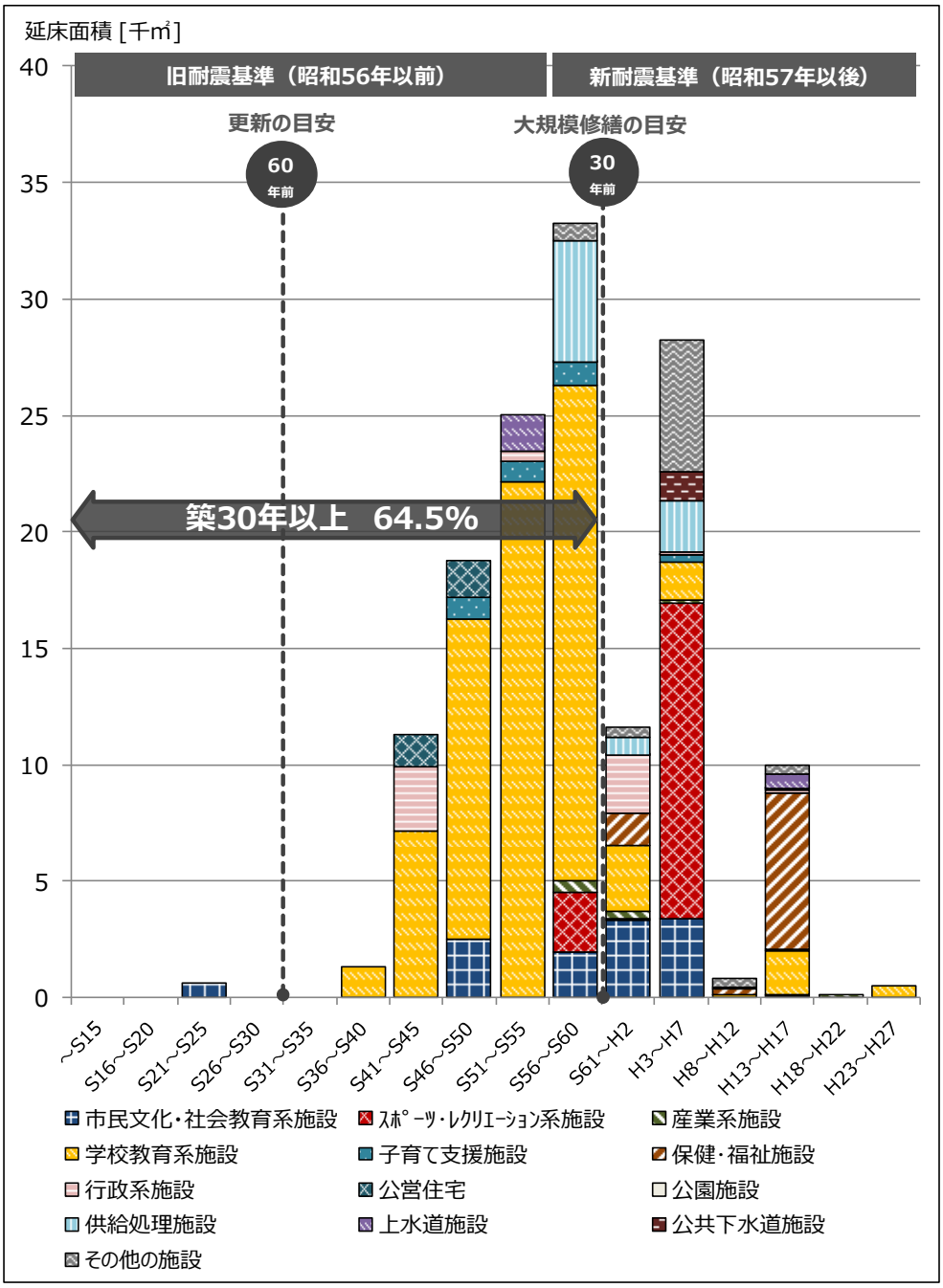

図５　建築物系公共施設の建築年度別延床面積

*2　更新：寿命を迎えた建築物を新たに建て替えること
*3　大規模修繕：劣化した建築物全体の性能及び機能を現状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること

③ 耐震化の状況

建築物系公共施設の耐震基準(*4)に基づく耐震化の状況を図６に示します。

分類は、新耐震基準で建築された建物で建築当初から耐震化が確保されている施設、旧耐震基準で建築された建物で耐震診断・耐震改修を経て耐震化が確保された施設を「耐震化施設」とし、旧耐震基準で建築された建物で耐震改修が未実施の施設、耐震診断が未実施の施設を「非耐震化施設」としています。

本市では、これまで幸手市建築物耐震改修促進計画などに基づき、旧耐震基準の建物の耐震化を推進してきました。その結果として、小・中学校を始め 93.9%の施設の耐震化が完了していますが、今後は、市庁舎を含む残りの非耐震化施設への対応とその他施設の長寿命化などを検討していくことが必要となります。

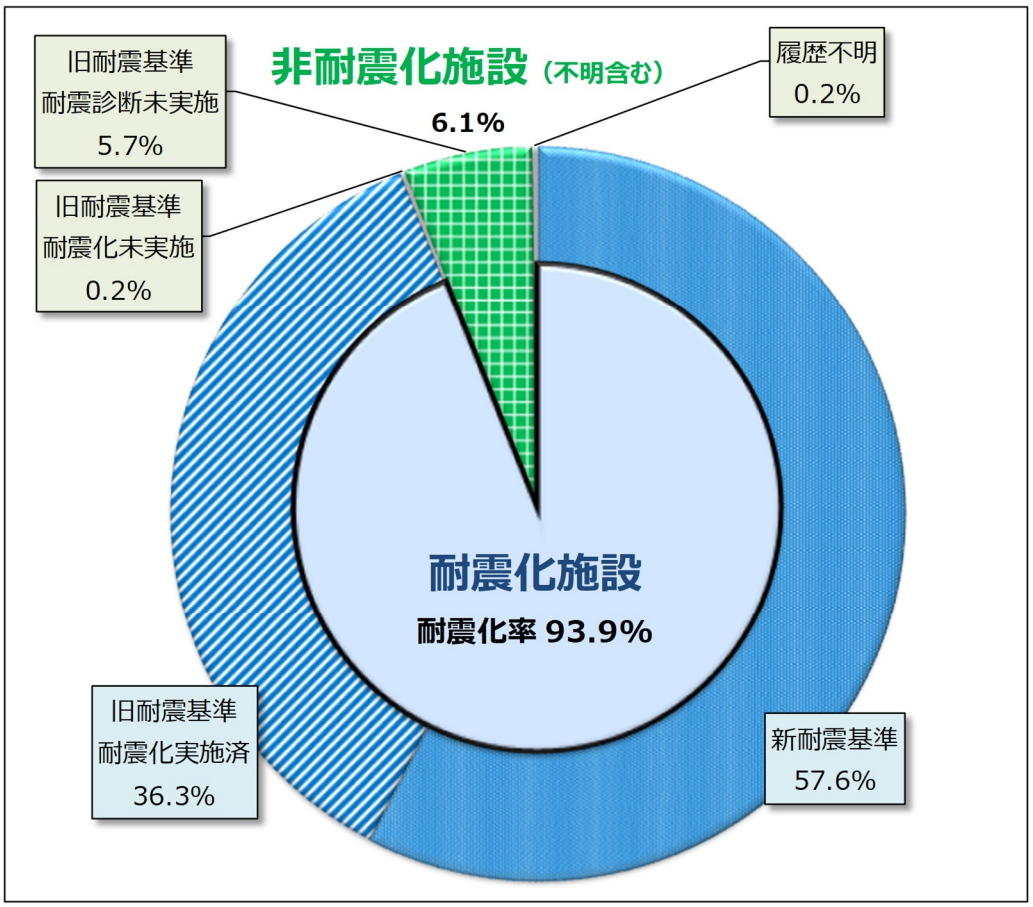

図６　建築系公共施設の耐震化の状況

*4　耐震基準：建築基準法に基づき、建物が地震に耐えるように定められた基準のこと。昭和 56 年に耐震基準が大きく改正されたことを受け、昭和 56 年 6 月以前に建築された建物を「旧耐震基準」、それ以降の建物を「新耐震基準」として区別している。

④ 施設保有量の推移

本計画当初策定時に対象とした公共施設数は 87 施設、総延床面積は 143,560 ㎡でしたが、令和 4 年 3 月改訂時に用いた令和 2 年度末における公共施設数は 99 施設、総延床面積は 147,785 ㎡となっています。施設数や総延床面積を比較すると、施設数では 12 施設、総延床面積では 4,225 ㎡増加しています。

これは、平成 28 年度のさくら児童クラブなどの放課後児童クラブや平須賀南公園などの公園施設の新設、平成 29 年度の第二保育所の建替えによるもののほか、旧消防団器具庫の追加、本計画の進捗管理や比較・分析資料としても活用する固定資産台帳の整備結果などを反映、整理したことにより増加したものです。

⑤ 有形固定資産減価償却率(*5)の推移

公共施設等の有形固定資産原価償却率は、資産の老朽化状況を示す指標であり、100%に到達することで施設の耐用年数を迎えたことを意味します。

本市における有形固定資産減価償却率の推移を図 7 に示します。

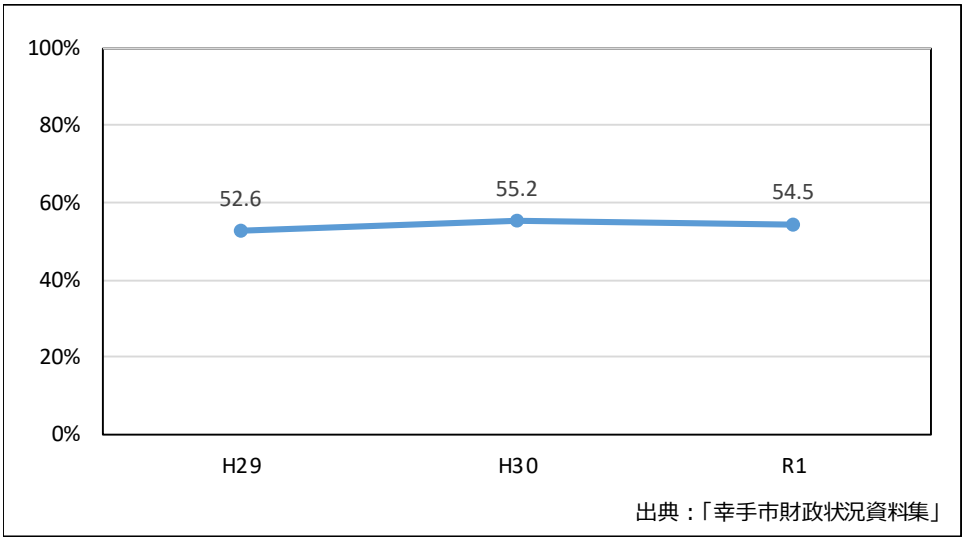

図 7　有形固定資産減価償却率の推移

*5　有形固定資産減価償却率：償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合

⑥ これまでに行った対策や実績

平成 29 年 3 月の本計画当初策定後、令和 4 年 3 月改訂時までに行った対策や実績を表 2 に示します。

表 2　これまでに行った対策や実績

年	月	内容
H30	9	施設情報調査票記入説明会及び劣化状況調査講習会
	10	施設情報調査票作成及び劣化状況調査
R1	5	市民説明会「公共施設の将来を考える」
	6～7	幸手市公共施設個別計画市民ワークショップ
	10～11	施設情報調査票作成及び劣化状況調査
R2	2	幸手市建築物系公共施設等活用推進部会
	3	幸手市公共施設等アセットマネジメント推進会議
	5	幸手市建築物系公共施設等活用推進部会
	6	幸手市建築物系公共施設等活用推進部会
		幸手市公共施設等アセットマネジメント推進会議
	7	ひばりヶ丘工業団地管理棟の除却
		幸手市公共施設個別計画策定検討委員会
		幸手市建築物系公共施設等活用推進部会
	8	幸手市公共施設等アセットマネジメント推進会議
	10	幸手市建築物系公共施設等活用推進部会
		幸手市公共施設等アセットマネジメント推進会議
		幸手市公共施設個別計画策定検討委員会
	11	幸手市公共施設個別施設計画策定
	12	施設調査票等の更新及び劣化状況調査の実施並びに説明会の開催
R3	2	施設情報調査票作成及び劣化状況調査
	5～6	施設情報調査票作成及び劣化状況調査
	6～7	幸手市公共施設個別施設計画に基づく年度別スケジュールの作成
	8	幸手市公共施設等アセットマネジメント推進会議
	10	幸手市公共施設等アセットマネジメント推進会議
R4	2	幸手市公共施設等アセットマネジメント推進会議
	3	吉田幼稚園の閉園
		老人福祉センター浴室の廃止

(2) インフラ系公共施設

① 総量

本市が保有するインフラ系公共施設の現況を表 3 に示します。

インフラ系公共施設は、市民の日常生活や経済活動を支える社会基盤であり、個別に計画を策定するなどして、維持管理に努めています。

表 3　インフラ系公共施設の現況

種別	総量		
道路	道路延長：	514,724	[m]
	道路面積：	2,391,215	[㎡]
橋りょう	橋りょう数：	205	[本]
	橋りょう延長：	1,466	[m]
	橋りょう面積：	8,832	[㎡]
準用河川・水路等	準用河川(*6)延長：	8,210	[m]
	水路延長：	308,021	[m]
	ポンプ場数:	18	[か所]
	調整池数:	11	[か所]
上水道	管路延長：	226,935	[m]
公共下水道	管渠延長：	88,222	[m]
農業集落排水	管渠延長：	4,404	[m]
公園(*7)	都市公園数：	22	[か所]
	都市公園面積：	267,450	[㎡]

（平成26年度末現在）

*6　準用河川は、本計画当初策定時は「水路」に含めていたが、令和 4 年 3 月改訂時に準用河川と水路に分別

*7　公園面積の単位表記は、本計画当初策定時は単位を「ha」としていたが、令和 4 年 3 月改訂時に「㎡」に変更

2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市の総人口や年代別人口についての今後の見通しを示します。なお、ここで扱う人口データの実績値については各年の国勢調査を、推計値については「幸手市人口ビジョン」を参照しています。

(1) 総人口及び年代別人口の推移と見通し

市全体の総人口及び年齢 3 区分別人口[*8]の推移と見通しを図 8 に示します。

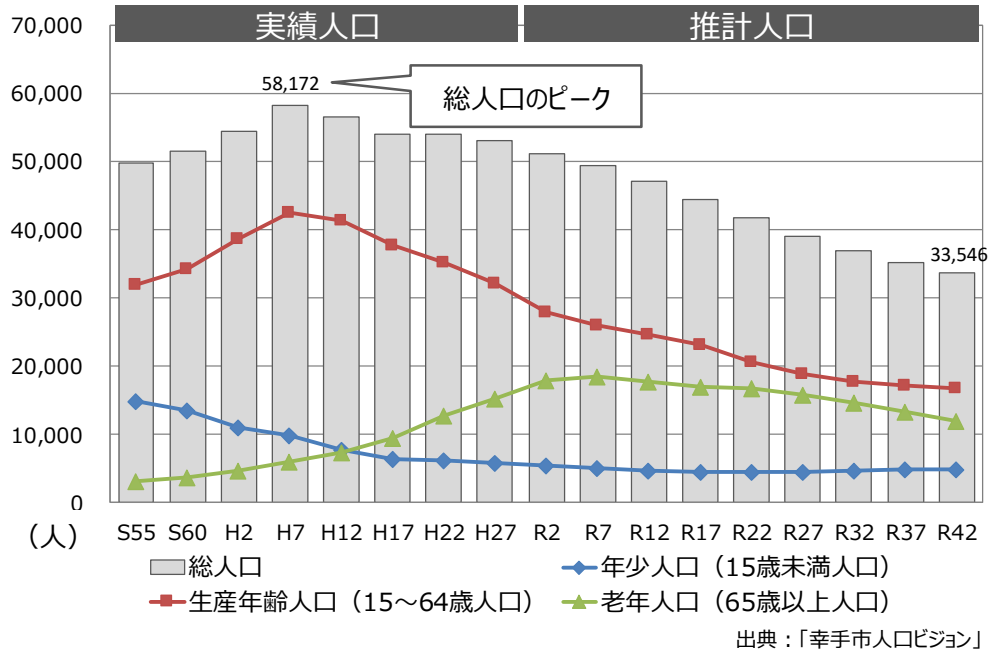

図８　総人口及び年齢３区分別人口の推移と見通し

本市の人口については、昭和 47 年の幸手団地の完成を機に急激に増加し、昭和 56 年に 5 万人を超え、昭和 61 年に町から市となりました。その後も人口は増え続けましたが、平成 7 年の約 5 万 8 千人をピークに減少を始め、今後も減少傾向で推移し、令和 42 年には約 3 万 4 千人にまで減少することが予想されます。

年齢 3 区分別人口についての今後の見通しは、年少人口は減少傾向が続きますが、令和 22 年を底にその後増加に転じます。また、生産年齢人口についても減少傾向が続きますが、令和 37 年から総人口に対する割合が上昇します。そして、老年人口は、ほかの人口割合とは逆に令和 7 年まで増加傾向が続き、その後減少に転じます。

*8　年齢 3 区分別人口：総務省統計局の国勢調査における年代別人口を年少人口（15 歳未満人口）、生産年齢人口（15～64 歳人口）、老年人口（65 歳以上人口）の 3 つに区分して集計したもの

2-3 公共施設等の修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

ここでは、本市の財政状況を示すとともに、現在、保有している建築物系公共施設を全て現状のまま維持すると仮定した場合に、今後どれだけの費用が掛かるのかを試算し、公共施設の維持に関する財政上の課題等を抽出しました。

また、令和 4 年 3 月改訂時において、幸手市公共施設個別施設計画や幸手市道路舗装修繕計画などの各分野における個別施設計画の試算結果などを踏まえ、建築物系公共施設のみならずインフラ系公共施設も含めた将来更新費用の推計を行いました。

(1) 財政状況及び将来見通し

① 歳入

本市の歳入決算額の推移を図 9、図 10 に示します。

歳入総額は増加傾向にあり、平成 26 年度では約 177 億円となっています。内訳としては、自主財源(*9)の歳入全体に占める割合が 50%台前半で推移しています。近年は市税収入が減少傾向を示しており、今後は生産年齢人口の落込みに伴い、更に減少していくことが予想されます。

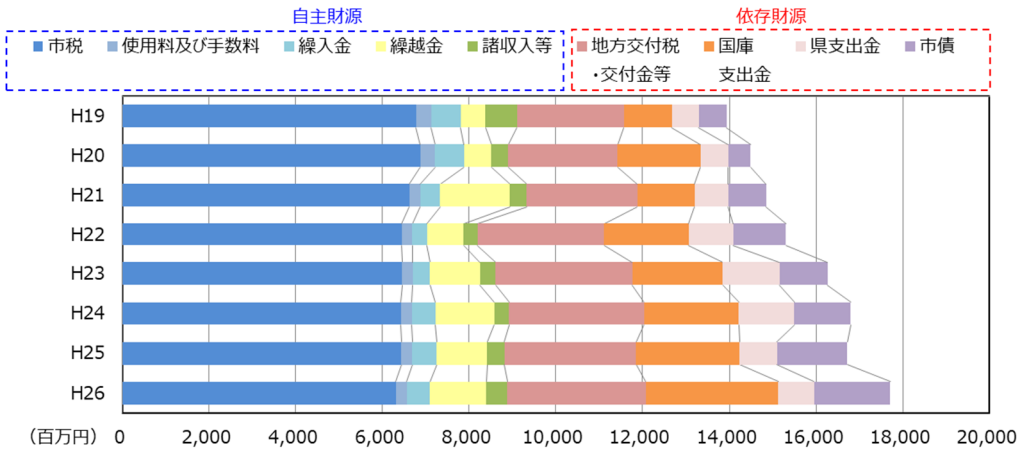

図９　歳入決算額の推移（金額）

*9　自主財源：地方公共団体が自主的に調達できる財源

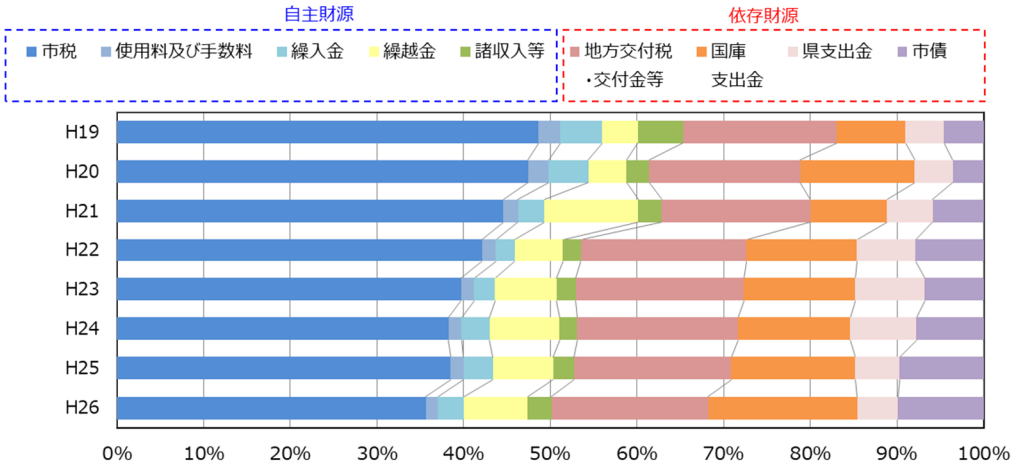

図 10　歳入決算額の推移（構成比）

② 歳出

本市の歳出決算額の推移を図 11、図 12 に示します。

歳出総額は増加傾向にあり、平成 26 年度では約 170 億円となっています。内訳としては、義務的経費(*10)の歳出全体に占める割合が近年では 50%を下回り、人件費の抑制効果は出ていますが、扶助費(*11)は徐々に増加傾向にあり、平成 26 年度では歳出全体の約 22%を占めています。また、投資的経費(*12)のうち、公共施設の建設や用地取得などに係る普通建設事業費は増加傾向にありましたが、今後は老年人口の増加に伴う扶助費の増加などにより、公共施設等への投資的経費は抑制されていくことが予想されます。

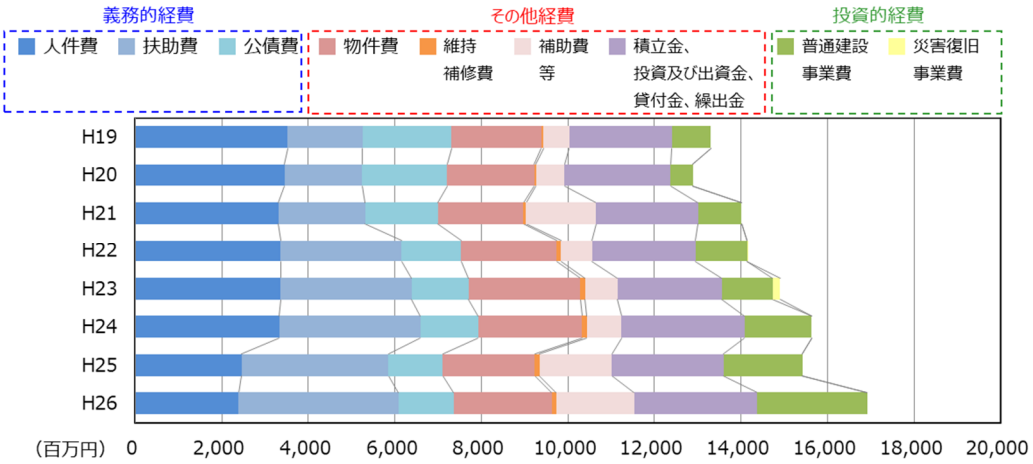

図 11　歳出決算額の推移（金額）

*10　義務的経費：支出が義務付けられ、任意に削減できない経費
*11　扶助費：社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などに対して行政が行う支援に要する経費

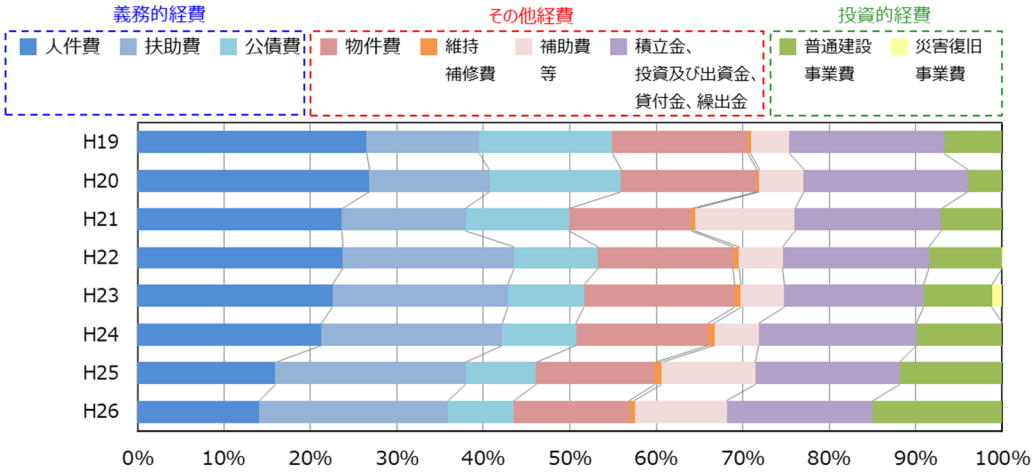

図 12　歳出決算額の推移（構成比）

(2) 公共施設等の将来更新費用の推計

① 建築物系公共施設

本市の建築物系公共施設を全て現状のまま維持した場合に掛かる将来更新費用の推計を図 13 に示します。

この推計については、本計画当初策定時において、平成 26 年度末の施設総量(*13)を基に一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」の試算条件に準じて機械的に計算を行ったものです。平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間における更新等に係る費用は約 584 億円で、平均すると年間約 14.6 億円掛かるという結果となりました。

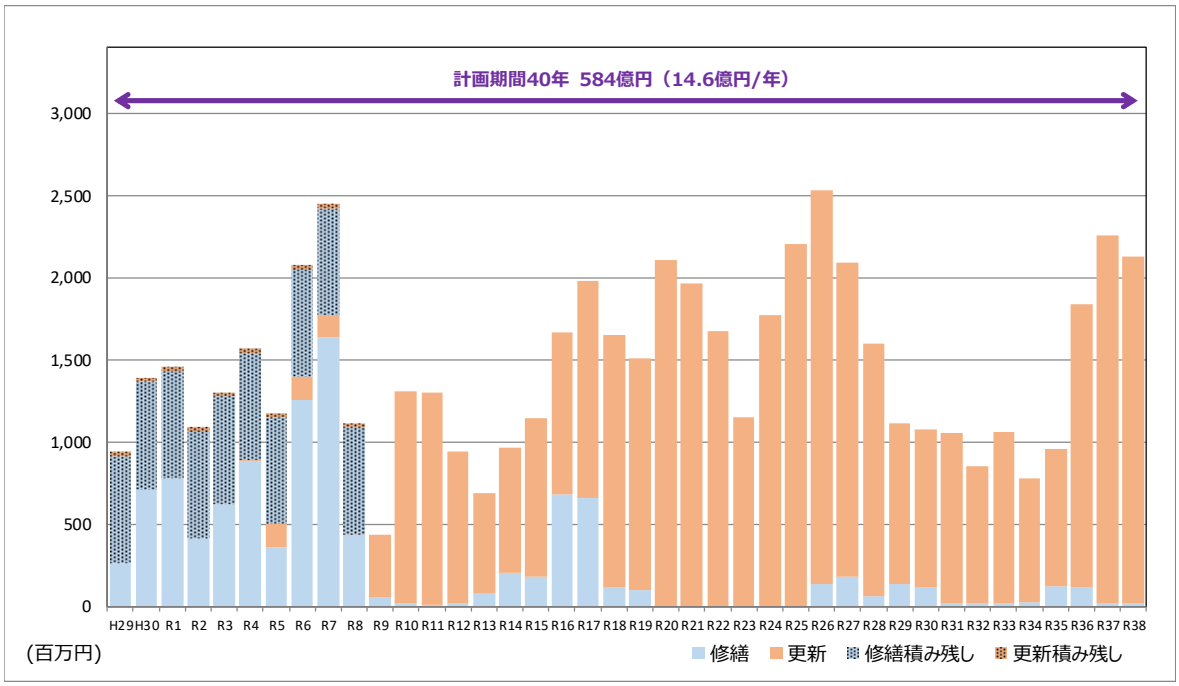

図 13　建築物系公共施設の更新費用の推計

（注）建築物系公共施設の更新費用の試算条件

一般財団法人地域総合整備財団が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト（ver.2.10）」の試算条件に準じて算出を行った。計算条件は以下のとおり。

●行政財産を対象とし、普通財産やその他については対象としない。
●建築年が不明の建築物は、対象としない。
●築 60 年で更新を実施する。
●築 30 年で大規模修繕を実施する。
●大規模修繕、更新の積残しは最初の 10 年間で実施する。
※積残し：試算時点で更新年数を既に経過し、更新（建替え）しなくてはならないはずの施設が、更新（建替え）できずに残されている状況のこと
●設計から施工まで複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、更新（建替え）については 3 年間、大規模修繕については 2 年間で費用を均等配分する。
●更新単価、大規模修繕単価は「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（平成 23 年 3 月、自治総合センター）の設定値を適用する。
それぞれの単価は以下のとおり。

大分類	中分類	大規模修繕単価	更新単価
市民文化・社会教育系施設	集会施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	図書館	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	博物館等	25 万円/㎡	40 万円/㎡
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎﾟｰﾂ施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	学校	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	幼稚園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	保育所	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	幼児･児童施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	高齢福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	障害福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	保健施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	庁舎等	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
上水道施設	上水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
下水道施設	下水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	消防施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

*13　平成 26 年度末の施設総量には、本計画当初策定時までに建設した施設等を含む

② 建築物系公共施設及びインフラ系公共施設

令和 2 年度末の施設総量を基に令和 2 年 11 月に策定した幸手市公共施設個別施設計画に掲げた対策を行った場合における建築物系公共施設の更新等に係る費用の試算結果に、各分野におけるインフラ系公共施設の個別施設計画に掲げた対策を行った場合における更新等に係る費用の試算結果などを加えた費用について、令和 4 年 3 月の改訂時に新たに推計を行いました。

令和 4 年度から本計画最終年度の令和 38 年度までの 35 年間における費用の推計を図 14 に示します。また、令和 4 年度から令和 13 年度までの今後 10 年間における費用の推計の内訳を表 4 に示します。

なお、インフラ系公共施設と一体となっている上水道施設の浄水場などの建築物系公共施設については、各分野における個別施設計画との整合を図るため、インフラ系公共施設として整理の上、推計を行っています。

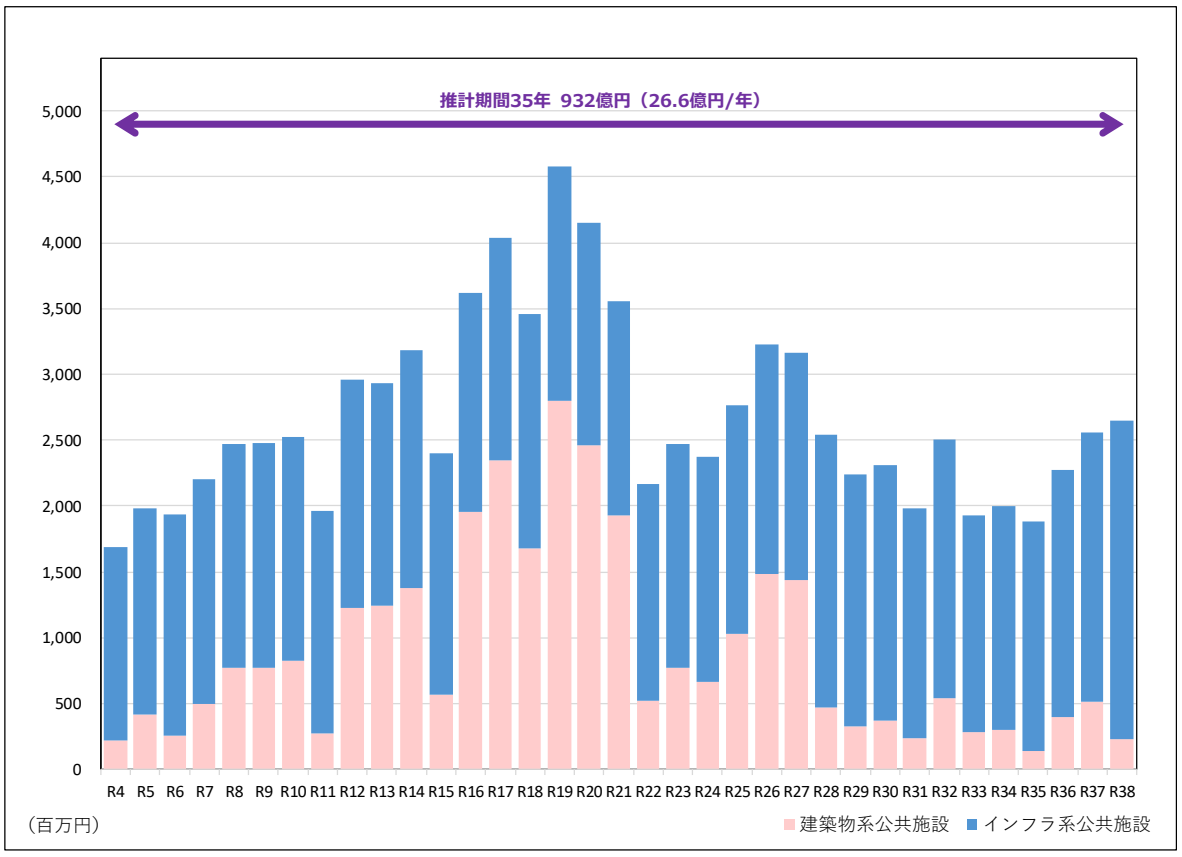

図 14　建築物系公共施設及びインフラ系公共施設に係る更新費用の推計

表４　今後 10 年間の更新費用の推計

【令和４年度～令和13年度】　　（百万円）

		修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ④	耐用年数経過時に単純更新した場合 ⑤	長寿命化対策等の効果額 ④-⑤	現在要している経費（直近10年総額）	財源見込み
普通会計	建築物系公共施設(a)	765	1,231	4,504	6,501	8,187	△1,686	7,043	地方債、社会資本整備総合交付金、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金、公共施設整備基金等
	インフラ系公共施設(b)	385	1,216	8,091	9,692	13,167	△3,475	8,812	
	計(a+b)	1,150	2,447	12,596	16,193	21,354	△5,161	15,855	
公営事業会計	建築物系公共施設(c)	0	0	0	0	0	0	0	地方債、社会資本整備総合交付金、使用料等
	インフラ系公共施設(d)	550	403	6,007	6,960	11,912	△4,952	7,226	
	計(c+d)	550	403	6,007	6,960	11,912	△4,952	7,226	
建築物系公共施設小計(a+c)		765	1,231	4,504	6,501	8,187	△1,686	7,043	
インフラ系公共施設小計(b+d)		935	1,619	14,098	16,652	25,079	△8,427	16,038	
合計(a+b+c+d)		1,700	2,850	18,603	23,153	33,266	△10,113	23,081	

【備考】

※ 修繕：修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないもの

※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るもの

※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること（除却を含む）

※ 表示単位未満で四捨五入している

第3章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1 計画期間

本計画を推進していく上で必要となる長期的な視点を考慮に入れ、また、公共施設の更新の集中期（ピーク）を包括することを勘案し、計画期間は、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間とします。

なお、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

3-2 現状や課題に対する基本認識

本市では、平成 26 年度に策定した「幸手市公共施設白書」により、建築物系公共施設の状況を把握するとともに、人口や財政状況と合わせ、維持管理・大規模修繕・更新についての今後の課題を整理しました。本計画では、インフラ系公共施設を含めた公共施設等を範囲として再整理を行っています。

(1) 人口構造変化と市民ニーズに合った公共施設等の配置・総量の最適化

今後の少子高齢化や人口減少といった人口構造の変化に伴い、現在の公共施設の総量を維持することにより、人口一人当たりの施設更新に係る費用負担が増加することが予測されます。

このことから、今後は現状の市民サービスの水準を維持・向上しながら、施設更新に掛かる費用の抑制が求められます。また、人口構造の変化に伴う公共施設等のニーズの変化に適切に対応しつつ、複合化や統廃合などによる公共施設等の配置及び総量の最適化を図ることが重要になります。

(2) 公共施設等の安全・安心と機能性の確保

昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて建築物系公共施設の整備量が急増し、現在は大規模修繕時期の築 30 年を経過した公共施設が全体の 6 割を超えています。今後はその割合が更に増加し、施設の老朽化が急速に進行していく状況が見込まれます。また、インフラ系公共施設においても、段階的な老朽化対策が必要となってきます。

今後進行する公共施設等の老朽化に対し、効率的・効果的な大規模修繕や更新を実施し、施設の安全性や耐震性を確保するとともに、必要な用途変更や機能性を維持しながら長寿命化を図ることにより、「公共施設等を安全・安心に長く使う」施策が重要となります。

(3) 公共施設等の維持管理経費・更新費用の縮減・平準化

今後も人口構造の変化などに伴い、税収の減少や社会保障関係経費の増大が続くことが予測されます。こうした状況を踏まえ、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の縮減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を検討していく必要があります。

3-3 公共施設等アセットマネジメントの基本方針

本計画では、建築物系公共施設については、将来にわたり持続可能で利便性の高い公共サービスを提供できるよう施設の在り方を検討するとともに、今ある施設の統廃合や新規の施設整備を極力抑制し、公共施設の総量の適正化を推進することを基本方針とします。また、インフラ系公共施設については、市民生活や経済活動を支える社会基盤であるとともに、大規模災害時などにおける救援や災害復旧などにおいても重要な施設となることから、新規整備と改修や更新を合わせた計画にするなど、効率的・効果的な投資を行うことを基本方針とします。

本市は、「公共施設等アセットマネジメント」に関する基本方針を以下に定めて推進していきます。

(1) 公共施設等アセットマネジメントに関する基本的な考え方

まちづくりの基本理念と将来像を踏まえた
公共施設等アセットマネジメント

「幸手市総合振興計画」の基本構想との整合を図り、市民が快適に暮らすことができる生活環境が実現できるよう、市の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や規模を目指します。

(2) 建築物系公共施設に関する基本方針

① 人口構造変化や規模に応じた施設総量の削減

将来において、人口減少や支出が可能な財源規模を考慮し、今後 40 年間で総延床面積を 30%削減することを目標とします。

② 新規整備の抑制と施設運営の効率化

今ある施設の長寿命化や有効活用を図ることで、新規整備を極力抑制するとともに、施設の維持管理に係るコストを縮減し、効率的・効果的な施設運営を行います。

③ 施設の集約化・複合化と市民サービスの維持・向上

施設の集約化・複合化により、施設の利用率・稼働率の向上を図るとともに、市民サービスの水準の維持・向上を図ります。

(3) インフラ系公共施設に関する基本方針

① 予防保全・長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減

これまでの劣化した箇所を補修する事後保全型から劣化が進む前に補修する予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長寿命化を推進することで、更新等に係る費用の抑制・平準化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

② インフラ未普及地区や市民ニーズへの対応

未普及地区への対応を段階的に実施するとともに、安全・安心で快適な社会基盤となるべく、必要な機能を確保できるよう効率的・効果的な投資を推進します。

3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等アセットマネジメントの基本方針を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方について以下に整理します。

(1) 点検・診断などの実施方針

① 建築物系公共施設

大規模修繕の目安である築 30 年を経過した施設が全体の 6 割を超えており、建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが急務となっています。

法定点検(*14)と自主点検(*15)を組み合わせて実施することにより、建築物や設備の機能維持を図ります。

② インフラ系公共施設

定期的な点検のほか、必要に応じた詳細点検を行い、結果をデータベース化して管理します。また、点検・診断・措置・記録といったメンテナンスサイクルを構築し、常に施設の状況を把握できる環境を整えます。

(2) 維持管理・修繕・更新などの実施方針

① 建築物系公共施設

点検結果等に基づき、経済性、効率性、安全性に留意して、計画的な予防保全型の維持管理や大規模修繕を行います。また、施設利用者の声を踏まえて、可能な限

*14　法定点検：建築物や設備について法令により実施が定められている点検
*15　自主点検：施設管理者が自主的に実施する点検

り、快適性・機能性の向上を図ります。

施設の更新にあたっては、統合や廃止の推進方針との整合を図りつつ、適正な施設規模を検討するとともに、施設の集約化、複合化、民間施設の活用、統廃合などを検討し、効率的かつ適切な施設配置を目指します。

② インフラ系公共施設

点検・診断結果等に基づき、損傷状況や修繕履歴などを的確に把握し、各分野における個別施設計画や維持管理方針に沿って、整備の優先順位を明確化し、優先度に応じた計画的な維持管理や更新を図ります。

(3) 安全確保と耐震化の実施方針

① 建築物系公共施設

施設を継続して安全・安心に利用できるよう、定期的な点検と適切な維持管理により安全確保を図ります。また、「幸手市建築物耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な施設については、目標となる耐震化率を確保していきます。

② インフラ系公共施設

市民の日常生活や経済活動を支える社会基盤として、安全・安心に利用できるよう、定期的な点検と適切な維持管理により安全確保を図ります。また、災害発生時には特に早期復旧が重要となるため、「幸手市地域防災計画」に応じた計画的な施策を推進していきます。

(4) 長寿命化の実施方針

① 建築物系公共施設

施設の老朽化状況、耐震化状況などを考慮し、ライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を長寿命化施策実施の対象とします。長寿命化に際し、定期点検や予防保全の結果を踏まえて改修を計画的に実施することにより、施設の劣化の進行を遅らせ、施設の機能を長期間にわたり保持していくことで、維持管理・更新費用の抑制と平準化を図ります。

建築物系公共施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減（イメージ）を図 15 に示します。

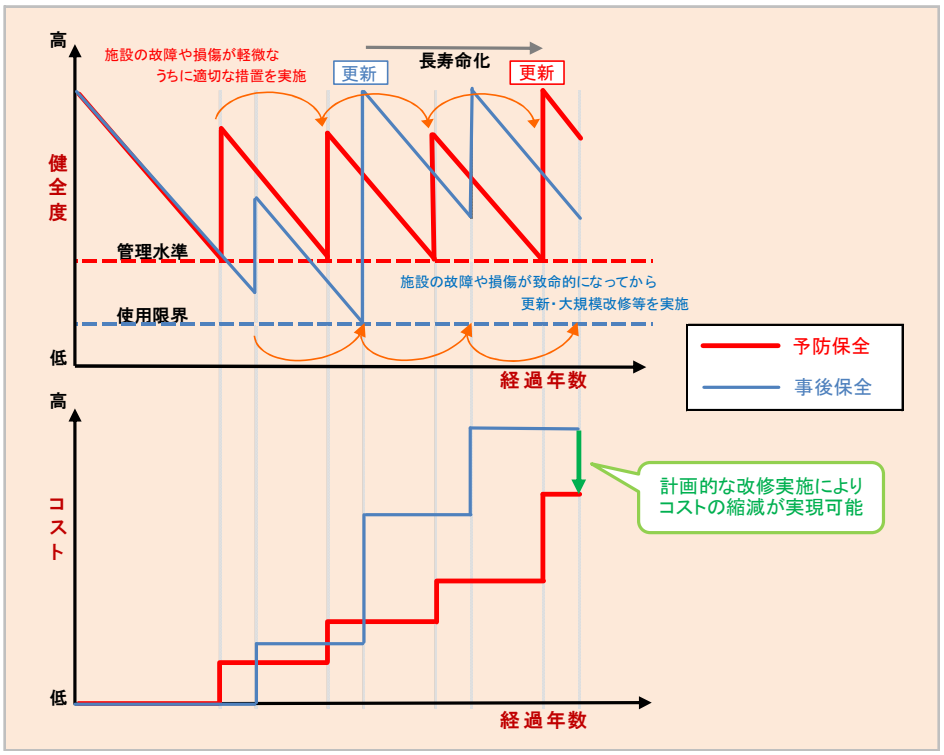

図 15　建築物系公共施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減（イメージ）

② インフラ系公共施設

インフラ系公共施設で個別施設計画が策定されている、橋りょう（「幸手市橋梁長寿命化修繕計画」）、上水道（「幸手市水道ビジョン」）、公園（「幸手市公園施設長寿命化計画」）などについては、各計画の定期的な見直しを行いながら計画に沿った長寿命化施策を進めていきます。また、その他の施設については、施設特性や緊急性、重要性を検討し、安全・安心に長く利用できる長寿命化を行い、機能の維持と更新費用の抑制に努めます。

(5) 統合や廃止の推進方針

① 建築物系公共施設

施設の統合や廃止については、人口動向、財政状況、社会状況や市民ニーズの変化、現存施設の稼働状況などを踏まえ検討する必要があります。そのため、施設の機能・規模に見合った需要が見込めない場合は、ほかの行政目的への転用を図るほか、老朽化の状況を勘案の上、周辺施設との複合化や施設の統廃合を進めます。また、民間活用が可能なものについては、民間への移管などを進めます。

建築物系公共施設の主な施設再編手法（イメージ）を図 16 に示します。

方法	内容	イメージ
集約化	ニーズや利用状況などを踏まえ、同一用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	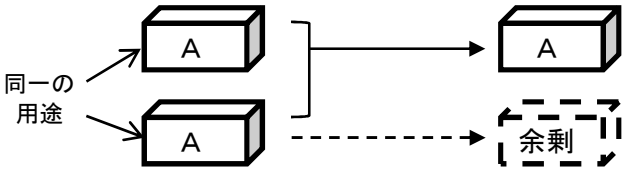
複合化	施設の利用状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異なる用途の施設と複合	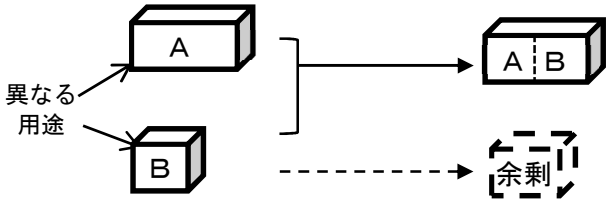
民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用	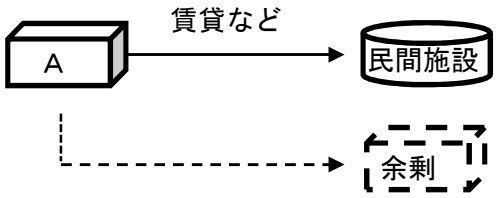
類似機能の統合	設置目的は異なるものの、機能が似通っている複数施設について統合	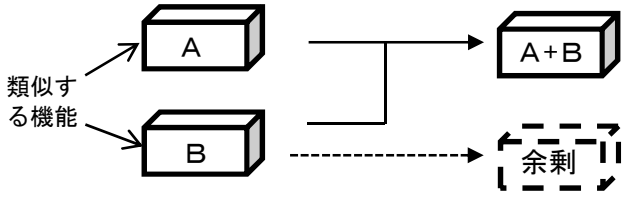
実施主体や管理運営主体の変更	施設規模や運営形態などを踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ変更	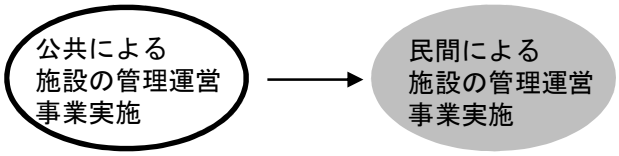

図 16　建築物系公共施設の主な施設再編手法（イメージ）

② インフラ系公共施設

インフラ系公共施設では、施設の長寿命化を基本とし、社会情勢や市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて適切な整備を図ります。

(6) 未利用資産等の活用・処分方針

施設の集約化・複合化に伴い生じる廃止施設や未利用地等については、資産の利活用の最適化及び維持管理費の負担軽減を図るため、解体、売却、譲渡等を基本として、今後の方向性について検討していきます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 全庁的な取組体制の構築

これまで公共施設等の維持管理や情報管理については、施設を所管する部署ごとに集約してきました。今後は、図 17 のような全庁的な取組体制を構築し、全体最適化の視点で公共施設等アセットマネジメントを推進していきます。

マネジメント組織としては「幸手市公共施設等アセットマネジメント推進会議」を推進体制の中枢に置き、下部組織として「建築物系公共施設活用推進部会（仮称）」及び「インフラ系公共施設活用推進部会（仮称）」を設置し、全庁的な合意形成を図ります。

庁内横断的な検討を行うため、公共施設等アセットマネジメント推進部門、企画部門、財政部門、財産管理部門が連携し、本計画の進行管理や公共施設等についての一元的な情報管理・集約を図ります。また、公共施設等の効率的・効果的な活用の施策の実施に向け、事業の優先順位を検討の上、長寿命化・予防保全・大規模修繕・更新などに係る予算の調整を図ります。

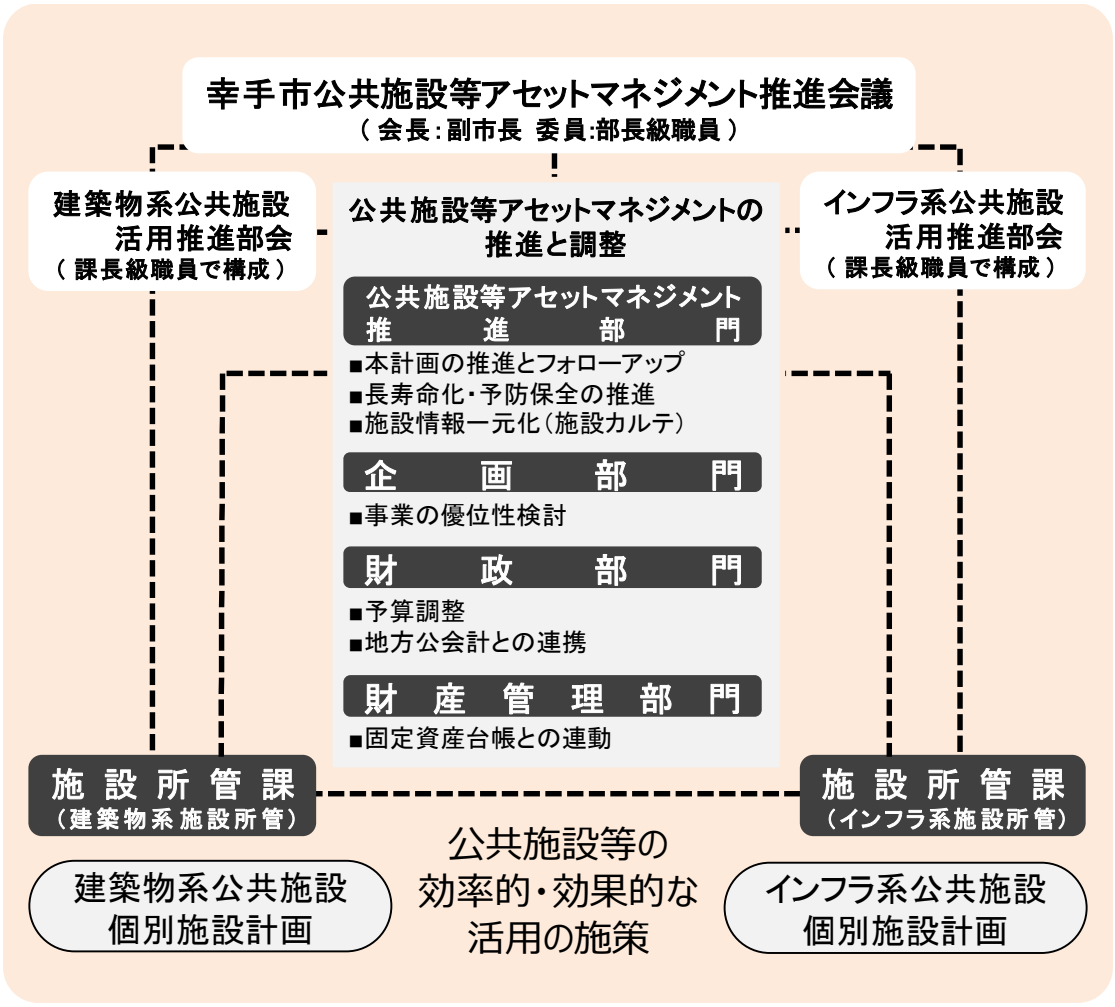

図 17　公共施設等アセットマネジメント推進体制

② 職員のマネジメント意識の向上とスキルアップ

本市の職員一人ひとりが、公共施設等の現状や本計画の策定意義などを十分理解し、施設総量の最適化や維持管理の重要性など、公共施設等アセットマネジメント意識の向上を図っていくことが重要となります。

具体的には、先進自治体の事例把握、有識者による講演、点検・診断技術を向上するための研修などにより、持続的で満足度の高い市民サービスのための創意工夫や、施設の維持管理における保全的な意識付けを図ります。

③ 市民・事業者との協働体制の構築と情報共有方策

公共施設等が直面している様々な課題を解決するためには、市民や事業者との協働の取組みを推進し、情報を共有化することが重要となります。

公共施設等アセットマネジメントは、今後、予想される人口減少を見据え、公共施設の機能の見直しや再編、集約など、時代の変化に応じたまちづくりの在り方につながる重要な方針となることから、本計画に関連する情報については、市民に適宜公表していくほか、市民と行政が一体となってこの問題に取り組んでいく仕組みを検討します。また、事業者による民間活力の導入による効果が期待できる施設については、指定管理者制度(*16)やPPP(*17)/PFI(*18)などの活用を更に推進し、事業の効率化や市民サービスの維持・向上を図ります。

④ 市域を超えた広域的な連携体制の構築

多くの自治体で厳しい財政状況となっている中、今後は本市のみで施設を保有し、市民サービスを展開していくことが難しくなってくることも予想されます。

現在も、より質の高い公共サービスの提供を目的として、近隣の久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町で構成される「田園都市づくり協議会」により、公共施設の相互利用協定を結んでいますが、引き続き既存の枠組みを活用しながら、今後も広域的視野を持ち、近隣自治体との共同施設運営や大学との包括連携協定など、市民サービスの向上と施設運営に係る費用の抑制に向けた検討を行います。

---

*16　指定管理者制度：平成 15 年の地方自治法の改正に伴い、管理委託制度に代わって新設された制度で、多様化する住民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービス向上や経費削減などを図ることを目的としたもの

*17　PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）の略称で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

*18　PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法

⑤ 固定資産台帳（地方公会計）の活用の考え方

本市では、各施設所管課で個別に管理してきた公共施設等に関する情報を一元管理するため、平成 29 年度から固定資産台帳システムの運用を開始しています。

このシステムを使用し、各施設の構造や延床面積、建築年月日等の基本情報に加え、修繕や大規模改修の履歴等を記録するなど、登録情報の保守と一元管理を確実に行っていきます。また、登録内容から得られた情報は、地方公会計に係る財務書類作成の基礎資料として使用するほか、本計画の進捗管理や計画推進のための比較・分析資料としても活用していきます。

(8) ユニバーサルデザイン(*19)化の推進方針

公共施設等の更新や改修の際には、安全で快適に利用できるよう「ユニバーサルデザイン行動計画 2020」の考え方を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を推進します。

*19　ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方

3-5 フォローアップの実施方針

本計画の計画期間は、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間です。本計画を着実に進めていくためには、最上位計画である「幸手市総合振興計画」の策定時期や、施設情報の更新時期などに合わせ、一定の周期で計画の見直しを行っていくことが重要となります。

本市におけるフォローアップの実施方針としては、図 18 に示す PDCA サイクルによる考え方により実施していきます。

「PLAN（計画）」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の見直しを行い、「DO（実施）」では、本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積などによる情報管理を庁内横断的に実施します。また、その後も「CHECK（検証）」として、施設情報（施設カルテ）の活用などにより定期的に評価・検証を行い、「ACTION（改善）」では、評価・検証の結果に応じた効率的・効果的な施策を実施します。

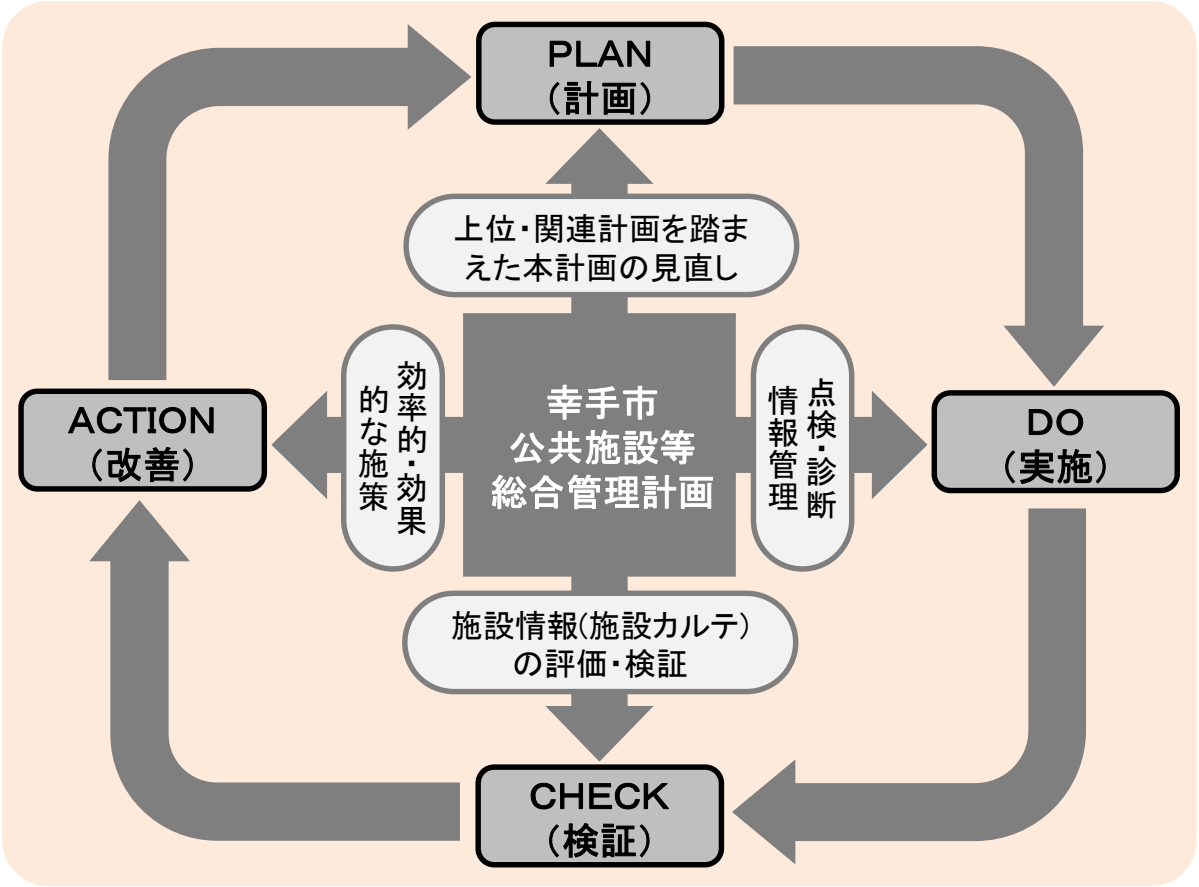

図 18　フォローアップの実施方針イメージ

第4章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1 建築物系公共施設

建築物系公共施設の施設類型ごとの管理の基本方針を次ページ以降に示します。

施設類型ごとに、ストック、サービス、コストの３つの視点から施設の主な現状と課題について整理し、今後の方針について記載しています。

なお、以下に掲げた施設については、本計画の当初策定時において「4-1 建築物系公共施設」に分類していましたが、各分野における個別施設計画などとの整合を図るため、令和４年３月改訂時から「4-2 インフラ系公共施設」として整理します。

表５　インフラ系公共施設として整理した建築物系公共施設

施設名称	当初策定時	令和4年3月改訂時
ひばりヶ丘球場	4-1(2)スポーツ・レクリエーション系施設	4-2(7)公園
海洋センター体育館		
総合公園陸上グラウンド管理棟		
農業集落排水処理場	4-1(3)産業系施設	4-2(6)農業集落排水
上吉羽2号緑道	4-1(9)公園施設	4-2(7)公園
上吉羽中央公園		
宇和田公園		
千塚西公園		
高須賀池公園		
幸手総合公園		
第一浄水場	4-1(11)上水道施設	4-2(4)上水道
第二浄水場		
汚水中継ポンプ場	4-1(12)公共下水道施設	4-2(5)公共下水道
第1ポンプ場	4-1(13)その他の施設	4-2(3)準用河川・水路等
第2ポンプ場		
第3ポンプ場		
上高野1丁目調節池ポンプ場		
香日向雨水排水ポンプ場		

(1) 市民文化・社会教育系施設（コミュニティセンター、公民館、図書館など）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　全ての施設で新耐震基準を満たしています。 イ　郷土資料館の民具資料展示室は、資料の展示・収蔵を行っていますが、築 60 年以上が経過し、耐用年数を過ぎていることから、耐震性の確保が課題です。
サービス	ア　コミュニティセンター及び図書館は、近隣 4 市 2 町（幸手市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）で構成される田園都市づくり協議会の相互利用協定による広域連携が図られています。 イ　各公民館では、各館の活性化を図るとともに地域の特色を活かしたまちづくりをサポートするため、平成 28 年度から地区市民センターを併設しています。 ウ　市民の文化的な活動を支える拠点施設として、施設の改修や設備の見直しなど、市民ニーズを踏まえた運営を行う必要があります。 エ　市民の地域学習や生涯学習利用に寄与するため、市史編さん事業で収集した古文書などの資料や民具資料、歴史的公文書などを保存公開する施設として郷土資料室[*20]の開設を準備中です。
コスト	ア　一部を除き、施設の維持管理・運営は、指定管理者制度を導入しています。 イ　一部を除き、施設利用者から使用料を徴収しています。

② 今後の方針

ア　コミュニティセンター及び図書館は、指定管理者制度導入の継続等により、適切な維持管理・運営を行うとともに、市民サービスの向上と維持管理経費の縮減などを図ります。

イ　公民館は、社会教育活動の場であるとともに、それぞれの施設に応じた市民の交流の場として活用されるよう維持管理・運営を図ります。

ウ　予防保全による長寿命化を推進することで修繕経費の縮減に努めつつ、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などにより維持管理・運営経費の縮減を図ります。

エ　今後の社会情勢の変化や地域の実情、施設利用の実態などを踏まえ、他施設への機能移転や統廃合などによる施設総量の適正化も検討します。

*20　郷土資料室は、平成 30 年度に郷土資料館として大字下宇和田地内に開設

(2) スポーツ・レクリエーション系施設（市民文化体育館（アスカル幸手）、武道館、野球場など）

ひばりヶ丘球場、海洋センター体育館、総合公園陸上グラウンド管理棟に係る基本方針については、令和４年３月改訂時に 4-2(7)公園に整理しました。

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　全ての施設で新耐震基準を満たしています。
サービス	ア　市民のスポーツ・レクリエーション活動を支える拠点施設として、施設の改修や設備の見直しなど、市民ニーズを踏まえた運営を行う必要があります。 イ　一部の施設を除いて田園都市づくり協議会の相互利用協定による広域連携が図られています。
コスト	ア　一部を除き、施設の維持管理・運営は、指定管理者制度を導入しています。 イ　一部を除き、施設利用者から使用料を徴収しています。

② 今後の方針

ア　市民文化体育館及び武道館などは、指定管理者制度の継続等により、適切な維持管理・運営を行うとともに、市民サービスの向上と維持管理経費の縮減などを図ります。

イ　予防保全による長寿命化を推進することで修繕経費の縮減に努めつつ、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などにより維持管理・運営経費の縮減を図ります。

ウ　今後の社会情勢の変化や地域の実情、施設利用の実態などを踏まえ、他施設への機能移転や統廃合などによる施設総量の適正化も検討します。

(3) 産業系施設（勤労福祉会館、市営釣場など）

農業集落排水処理場に係る基本方針については、令和 4 年 3 月改訂時に 4-2(6)農業集落排水に整理しました。

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　全ての施設で新耐震基準を満たしています。
サービス	ア　利用率・利用者数は、一定の水準で推移しています。 イ　市民の多様な活動を支える拠点施設として、施設の改修や設備の見直しなど市民ニーズを踏まえた運営を行う必要があります。
コスト	ア　一部を除き、施設の維持管理・運営は、指定管理者制度を導入しています。 イ　施設利用者から使用料を徴収しています。また、市営釣場においては、指定管理者から納入金の収入があります。 ウ　勤労福祉会館は、修繕・維持管理経費が掛かっており、その抑制・縮減が今後の課題です。

② 今後の方針

ア　施設の改修や設備の見直しなど、市民ニーズを踏まえた運営に努めます。

イ　予防保全による長寿命化を推進することで修繕経費の縮減に努めつつ、指定管理者制度や PPP/PFI 制度などの管理運営体制の検討、設備における省エネ技術の導入などにより維持管理・運営経費の縮減を図ります。

ウ　今後の社会情勢の変化や地域の実情、施設利用の実態などを踏まえ、他施設への機能移転や統廃合などによる施設総量の適正化も検討します。

(4) 学校教育系施設（小学校、中学校、幼稚園）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　小・中学校は、全ての施設で必要な耐震基準を満たしています。 イ　吉田幼稚園園舎[*21]は平成 29 年度に耐震補強工事を実施済です。
サービス	ア　児童・生徒数は、行幸小学校や西中学校などで増加傾向にあります。
コスト	ア　全ての施設で、老朽化による設備の故障などの修繕経費が掛かっています。 イ　今後も施設や設備の老朽化が進むことから、改修等による費用の増加が今後の課題です。

② 今後の方針

ア　小・中学校は、施設の老朽化による設備の故障などについては、学校生活に支障のおそれのある箇所から順次修繕を行います。また、校舎、体育館及びトイレ等は、大規模改修を順次実施します。

イ　閉園後の吉田幼稚園跡地については、建物も含め、利活用についての検討を行っていきます。

ウ　予防保全による長寿命化を推進することで修繕経費の縮減に努めつつ、設備における省エネ技術の導入などにより維持管理経費の縮減を図ります。

エ　今後の少子化社会における人口動向や地域の年齢構成を考慮した適切な施設配置や統廃合、複合化などによる施設総量の適正化も検討します。

*21　吉田幼稚園は、令和 3 年度末に閉園

(5) 子育て支援施設（保育所、児童館、放課後児童クラブ(*22)）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　市内 3 か所の保育所は、いずれも築 30 年以上を経過しています。（第 2 保育所については、脚注(*23)参照） イ　その他の施設では、旧耐震構造の施設もありますが、全ての施設で必要な耐震基準を満たしています。
サービス	ア　保育所の利用率は、一定の水準で推移しています。 イ　子育て支援施設は、少子化社会における人口動向や地域の年齢構成を考慮した適切な施設配置について検討していく必要があります。
コスト	ア　保育所の維持管理・運営は、直営により実施しており、保育料などの収入があります。 イ　特に老朽化が進む保育所では、修繕経費が増加傾向にあり、その抑制・縮減が今後の課題です。

② 今後の方針

ア　第 2 保育所(*23)は、良好な保育環境を提供するため平成 29 年度に開所します。

イ　予防保全による長寿命化を推進することで修繕経費の縮減に努めつつ、PPP/PFI 制度などの管理運営体制の検討、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などにより維持管理・運営経費の縮減を図ります。

ウ　今後の少子化社会における人口動向や地域の年齢構成を考慮した適切な施設配置や統廃合、複合化などによる施設総量の適正化も検討します。

*22　平成 27 年度にさくら児童クラブ、さいかち児童クラブ、平成 28 年度にひまわり児童クラブ、いなほ児童クラブ、八代っ子児童クラブを新設

*23　第 2 保育所は、平成 29 年度に大字吉野地内に新築移転

(6) 保健・福祉施設（保健福祉総合センター（ウェルス幸手）、老人福祉センター、自立支援施設など）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　保健・福祉施設は、老人福祉センターが築 30 年を経過していますが、全ての施設で新耐震基準を満たしています。
サービス	ア　保健福祉総合センター及び老人福祉センターは、田園都市づくり協議会の相互利用協定による広域連携が図られています。 イ　利用者数・利用率は、一定の水準で推移しています。 ウ　少子高齢化社会を背景として保健・福祉施設の役割は重要度が増していくことが考えられ、市民ニーズを踏まえつつ、更なるサービスの充実を図っていく必要があります。
コスト	ア　自立支援施設の運営は、指定管理者制度を導入しています。 イ　保健福祉総合センター及び老人福祉センターは、施設利用者から使用料を徴収しています。また、修繕経費が増加傾向にあり、その抑制・縮減が今後の課題です。

② 今後の方針

ア　保健福祉総合センターにおける建物や機械設備などの維持管理については、委託により実施していきます。

イ　自立支援施設は、指定管理者制度導入の継続などにより適切な維持管理・運営を実施します。

ウ　予防保全による長寿命化を推進することで修繕経費の縮減に努めつつ、PPP/PFI 制度などの管理運営体制の検討、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などにより維持管理・運営経費の縮減を図ります。

エ　今後の社会情勢の変化や地域の実情、施設利用の実態などを踏まえ、他施設への機能移転や統廃合などによる施設総量の適正化も検討します。

(7) 行政系施設（市庁舎、幸手駅西口土地区画整理事務所[*24]）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　市庁舎は、築 50 年近くが経過し、耐震強度が目標値に達していない、各種設備の老朽化が著しいなど、更新などの方針を検討する時期に来ています。
サービス	ア　利用時間、サービスの充実及び他施設との連携など、市民が利用しやすい施設環境を整えていく必要があります。
コスト	ア　市庁舎の維持管理経費は、毎年、一定の水準で掛かっています。

② 今後の方針

ア　市庁舎は、利用者の安全確保を図るとともに、災害時の拠点施設としての機能の確保に向け、更新についての調査・検討を行います。

イ　各設備の維持管理や案内・清掃業務などを一体的に委託することにより、効率的な維持管理・運営を行うとともに衛生環境の確保を図ります。

ウ　今後の社会情勢の変化や地域の実情、施設利用の実態などを踏まえ、他施設への機能移転や統廃合などによる施設総量の適正化も検討します。

*24　幸手駅西口土地区画整理事務所は、令和元年度に南 2 丁目地内に移転

(8) 公営住宅（市営住宅）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　築 50 年近くを経過していますが、新耐震基準を満たしています。経年劣化が多く見られ、更新や長寿命化を検討する時期に来ています。
サービス	ア　入居率は、減少傾向にあります。
コスト	ア　施設の維持管理・運営は、直営により実施しています。また、修繕経費は、減少傾向にあります。 イ　使用料収入は入居者の減少に伴って、減少傾向にあります。

② 今後の方針

ア　幸手市公共施設個別施設計画では、第Ⅱ期（令和 11 年～令和 20 年）に施設の方向性について「廃止」としていますが、それまでは「幸手市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、入居者の転居等の支援、民間住宅ストックの活用などを始めとする代替案について検討を進めながら、必要に応じた修繕を行っていきます。

(9) 公園施設（便所、倉庫）

上吉羽 2 号緑道、上吉羽中央公園などの公園施設に係る基本方針は、令和 4 年 3 月改訂時に 4-2(7)公園に整理しました。

(10) 供給処理施設（ひばりヶ丘桜泉園、最終処分場など）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設は、平成 26～27 年度に基幹的設備の改良工事を実施しました。築 30 年以上が経過し、旧耐震構造のままですが、同工事の中で、耐震性能は問題ないとの結果が出ています。それ以外の施設は、一部で新耐震基準を満たしています。
サービス	ア　供給処理施設は、その用途に合わせ市民に適切なサービスの提供を行っています。 イ　ひばりヶ丘桜泉園は、市内のし尿及びごみ処理、資源物及び廃棄物を保管する施設です。 ウ　し尿処理施設では、杉戸町のし尿処理を受託しています。
コスト	ア　ひばりヶ丘桜泉園のし尿処理施設及び粗大ごみ処理施設の施設の運営は、委託により実施しています。 イ　ひばりヶ丘桜泉園は、手数料などの収入がありますが、修繕経費、維持管理経費は増加傾向にあり、その抑制・縮減が今後の課題です。 ウ　し尿処理施設は、杉戸町からし尿処理に係る負担金の収入があります。 エ　最終処分場(*25)の維持管理・運営業務は委託により実施しています。 オ　香日向汚水処理場の運転管理業務は、地区管理組合により、維持管理・改修等は直営により実施しています。

② 今後の方針

ア　ひばりヶ丘桜泉園は、施設の長寿命化を図るため、耐震診断などを実施し、その結果を踏まえ必要な改修を実施する予定です。

イ　香日向汚水処理場は、対象地区が公共下水道に接続されるまで、維持管理・改修等を実施します。

ウ　予防保全による長寿命化を推進することで修繕経費の縮減に努めつつ、PPP/PFI 制度などの管理運営体制の検討を行うなど、維持管理・運営経費の縮減を図ります。

*25　最終処分場は、幸手市公共施設個別施設計画において、施設の方向性は廃止

(11) 上水道施設（第一浄水場・第二浄水場）

第一浄水場、第二浄水場に係る基本方針については、令和 4 年 3 月改訂時に 4-2(4)上水道に整理しました。

(12) 公共下水道施設（汚水中継ポンプ場）

汚水中継ポンプ場に係る基本方針については、令和 4 年 3 月改訂時に 4-2(5)公共下水道に整理しました。

(13) その他の施設（消防施設、雨水ポンプ場など）

第 1 ポンプ場、第 2 ポンプ場、第 3 ポンプ場、上高野 1 丁目調節池ポンプ場、香日向雨水排水ポンプ場に係る基本方針については、令和 4 年 3 月改訂時に 4-2(3)準用河川・水路等に整理しました。

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　旧保健センターなど一部の施設が旧耐震基準に基づく建築物となっており、耐震性の確保が課題となっています。
サービス	ア　旧消防署東分署及びひばりヶ丘工業団地管理棟(*26)は、現在使用していません。 イ　旧香日向小学校の跡地の一部については、図書館香日向分館及び西地域包括支援センターとして使用しており、残りの部分は学校法人に貸付けを行っています。 ウ　旧保健センターは、幸手市シルバー人材センターに貸付けを行っています。
コスト	ア　普通財産の貸付けによる財産収入があります。

② 今後の方針

ア　耐震性能に不安を抱える施設については、早急に耐震診断及び耐震改修を実施することを検討します。

イ　行政財産として用途が廃止された普通財産は、解体、売却、譲渡等を基本としつつ、今後の方向性について検討します。

ウ　予防保全による長寿命化を推進することで修繕経費の縮減に努めつつ、PPP/PFI 制度などの管理運営体制の検討を行うなど、維持管理・運営経費の縮減を図ります。

エ　今後の社会情勢の変化や地域の実情、施設利用の実態などを踏まえ、他施設への機能移転や統廃合などによる施設総量の適正化も検討します。

オ　市内にある埼玉東部消防組合消防局の幸手消防署及び西分署(*27)は、建物の更新時は、本市が負担金を支払うことになります。

*26　ひばりヶ丘工業団地管理棟は、令和 2 年 7 月に除却

*27　西分署は、令和 3 年度から名称が西救急ステーションに変更

4-2 インフラ系公共施設

インフラ系公共施設の施設類型ごとの管理の基本方針を以下に示します。

施設類型ごとに、ストック、コストの 2 つの視点から主な施設の現状と課題、今後の方針について記載します。

※各施設の延長や面積については、表示単位未満を四捨五入しています。

(1) 道路

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　市道の延長は 515 キロメートルあります。面積は 239 万平方メートルあり、その舗装率は 80.0%です。 イ　道路附属物を含めた道路施設の多くは、整備から 15 年以上が経過しています。
コスト	ア　予防保全型の維持管理を行うことにより、道路施設の長寿命化や維持管理経費の縮減と平準化を図る必要があります。

② 今後の方針

ア　これまでの事後保全型の維持管理から、定期点検や道路パトロールなどの日常点検結果に応じ、計画的な修繕を行う予防保全型の維持管理に転換を図ります。

イ　「幸手市道路舗装修繕計画」に基づき、舗装の維持管理においては、路線の重要度や各点検結果による評価に基づき実施することにより、修繕・更新費用の縮減と平準化を図ります。

(2) 橋りょう

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　橋りょうは 205 か所あり、延長は 1,466 メートル、面積は 8,832 平方メートルあります。
コスト	ア　予防保全型の維持管理を行うことにより、橋りょうの長寿命化や維持管理経費の縮減と平準化を図る必要があります。 イ　橋りょうの架換えには多額の費用が掛かります。

② 今後の方針

ア　「幸手市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、これまでの対症療法型の維持管理から、定期点検やパトロール等の日常点検結果に応じた計画的な修繕を行う予防保全型の維持管理に転換することで、橋りょうの長寿命化を図ります。

イ　橋りょうの維持管理においては、路線の重要度や各点検結果による評価に基づき実施することにより、修繕・更新費用の縮減と平準化を図ります。

ウ　災害時の緊急輸送路でもある古川橋(*28)の架換えを行います。

*28　古川橋は、架換えが完了し令和元年度に供用開始

(3) 準用河川・水路等

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　準用河川の延長は 8,210 メートルあります。水路（排水路、農業用水路、指定水路）の延長は 308 キロメートルあり、また、ポンプ場は 18 か所、調整池は 11 か所あります。 イ　近年の気候変動に伴う大雨、台風、ゲリラ豪雨により、内水氾濫や浸水被害が発生しています。
コスト	ア　予防保全型の維持管理を行うことにより、準用河川・水路等の長寿命化や維持管理経費の縮減と平準化を図る必要があります。 イ　護岸やポンプ場などの老朽化に伴う修繕費用のほか、浸水対策としての改修費用の増加が見込まれます。

② 今後の方針

ア　準用河川・水路等は、「幸手市河川維持管理計画」、「幸手市排水ポンプ場等維持管理計画」などに基づき、これまでの事後保全型の維持管理から、定期点検や日常点検結果に応じ、修繕・改修を行う予防保全型の維持管理に転換することで、施設の長寿命化を図るとともに、更新費用の縮減と平準化を図ります。

イ　頻発する中小河川の氾濫や内水氾濫に対応するため、準用河川や水路、ポンプ場の改修を行い、流下能力(*29)を確保します。

*29　流下能力：川が流すことのできる洪水の規模

(4) 上水道（管路、第一浄水場・第二浄水場）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　上水道（管路）の延長は 227 キロメートルあり、20 年後以降は耐用年数を迎える管路が増加していきます。 イ　第一浄水場・第二浄水場ともに、今後、法定耐用年数を迎える設備機器が多数あります。また、配水池などの耐震診断未実施の施設が一部存在します。
コスト	ア　今後は増加する老朽化施設・設備の更新や水需要の減少などによる経営の圧迫が懸念されます。 イ　浄水場の設備については、可能な限り設備を延命使用した上で、計画的に更新を行っていく必要があります。 ウ　人口減少、節制型機器の普及などの影響により、水道料金収入が減少傾向にあり、更なる維持管理経費の抑制・縮減が今後の課題です。 エ　浄水場の運転管理業務や料金の徴収業務、給水装置工事等の受付業務については、委託により実施しています。

② 今後の方針

ア　「幸手市水道ビジョン」などに基づき、管路については、重要度や老朽度から優先順位を設定し、計画的な更新及び耐震化を進めます。また、浄水場については、配水池などの耐震診断を行った上で、必要に応じて耐震補強を行うとともに、設備については、その健全度に応じて計画的な更新を行っていくことで、安定的な給水を確保しつつ、維持管理経費の縮減と更新費用の平準化を図ります。

イ　住宅の増加など、周辺環境の変化による水需要に対応するため、必要に応じて管路の増径や管網の構築を行う一方で、人口減少を見据えた管路や設備のダウンサイジング(*30)なども検討します。

ウ　今後、内部留保資金の減少が見込まれることから、経営健全化のため、有収率(*31)の向上や適正な料金体系について検討していきます。

エ　浄水場の運転管理業務や料金の徴収業務、給水装置工事等の受付業務については、委託により実施していますが、引き続き業務の効率化方策を検討していきます。

---

*30　ダウンサイジング：設備などを小型化して、コスト削減や効率化を図ること

*31　有収率：全体の給水量のうち料金算定の対象となる水量の割合

(5) 公共下水道（管渠、汚水中継ポンプ場）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　公共下水道（管渠）の延長は 88 キロメートルあります。そのうち、敷設後 50 年を超えているものは現時点ではありませんが、20 年後以降は耐用年数を迎える管渠が増加していきます。 イ　汚水中継ポンプ場は、整備から 20 年以上が経過していますが、新耐震基準を満たしています。
コスト	ア　既に下水道が整備されている地区の効率的な維持管理や更新、運営管理手法について検討する必要があります。 イ　下水道使用料などの収入がありますが、汚水中継ポンプ場に掛かる維持管理経費が増加傾向にあり、その抑制・縮減が今後の課題です。 ウ　適切な維持管理を行うため、適正な使用料水準について検討を行う必要があります。 エ　汚水中継ポンプ場の維持管理業務や使用料の徴収業務は、委託により実施しています。

② 今後の方針

ア　「幸手市公共下水道事業経営戦略」に基づき、公共下水道未普及整備については、将来の人口減少や経済性・効率性を考慮した上で計画的に未普及整備を実施します。また、老朽化対策については、法定耐用年数 50 年を迎える管渠の更生や取付管の更新、汚水中継ポンプ場の設備の更新などを計画的に実施することで、維持管理経費の縮減と更新費用の平準化を図ります。

イ　維持管理・更新費用に対する繰入金や使用料収入等の財源の最適なバランスを目標に、経費回収率の向上を目指し、適正な使用料水準を検討していきます。

ウ　予防保全による長寿命化を推進しつつ、維持管理経費の縮減を図ります。

(6) 農業集落排水（管路、排水処理場）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　農業集落排水（管渠）の延長は 4,404 メートルあり、供用開始から 10 年ほどが経過しています。 イ　排水処理場は、新耐震基準を満たしています。
コスト	ア　農業集落排水の整備は既に完了しており、維持管理経費もほぼ平準化しています。 イ　排水処理場については、今後、設備機器を中心に耐用年数を迎えるため、修繕や更新に掛かる費用の増加が見込まれます。 ウ　施設の維持管理業務や料金の徴収業務は、委託により実施しています。

② 今後の方針

ア　「幸手市農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、施設機能診断結果による健全度指標に応じて、機能保全のための修繕や更新を計画的に実施していくことで、更新費用の縮減と平準化を図ります。

イ　今後、処理区域内人口の減少により、施設の処理能力に余裕が生じることを想定した上で、計画的な施設設備の修繕や更新を実施するほか、ダウンサイジングや省エネ機器の導入などにより、維持管理経費の縮減を図ります。

(7) 公園（便所、倉庫を含む）

① 現状と課題

視　点	現状と課題
ストック	ア　都市公園は 22 か所あり、その多くは昭和後期から平成初期にかけて開設され 20 年を超える公園がその大半を占めています。 イ　全ての施設で新耐震基準を満たしています(*32)。 ウ　各公園における公園施設の利用頻度が異なるため、特に遊戯施設においては、利用状況や構成部材によって劣化・損傷の状況が大きく異なっています。 エ　施設利用実態の把握に努めるとともに、施設そのもののサービスと合わせ、市民のニーズに合った施設として維持管理・運営していく必要があります。 オ　田園都市づくり協議会の相互利用協定による広域連携が図られています。
コスト	ア　公園施設の日常点検や法定点検などを実施し、劣化・損傷状況を把握した上で、修繕・更新する施設の優先順位を選定し、費用の平準化を行うことが今後の課題です。 イ　野球場やテニスコートなどの施設では、利用者から使用料を徴収しています。 ウ　一部の公園では、指定管理者制度を導入し、維持管理・運営を実施しています。

② 今後の方針

ア　「幸手市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設ごとに管理区分を事後保全型と予防保全型に分類した上で、日常点検や法定点検などの結果に応じ、計画的な修繕や更新を行っていくことにより、修繕・更新費用の縮減と平準化を図ります。また、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などについても検討します。

イ　今後の社会情勢の変化や地域の実情、施設利用の実態などを踏まえ、他施設への機能移転や統廃合などによる施設総量の適正化も検討します。

ウ　指定管理者制度導入の継続により、公園施設の保全、利便性の向上を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

*32　本計画策定時において「幸手総合公園の倉庫･便所が、旧耐震構造となっており、必要な耐震診断や耐震改修の実施も不明な状況ですが、その他の施設は、新耐震基準を満たしています。」と記載したが、その後の調査の結果、建築年が判明したため、文章の訂正を行った。

巻末資料　施設一覧表

令和 2 年度末現在

施設分類			No.	施設名称	施設所在地	延床面積 (m^2)
大分類	中分類	施設分類				
市民文化・社会教育系施設	集会施設	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	1	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	香日向4丁目5-2	881.18
		公民館	2	中央公民館	緑台2丁目1-7	939.80
			3	東公民館	下宇和田58-6	1,359.26
			4	西公民館	千塚117	589.20
			5	南公民館	上高野1194	1,382.00
			6	北公民館	内国府間867	1,530.39
		勤労青少年ﾎｰﾑ	7	勤労青少年ﾎｰﾑ	緑台2丁目1-7	648.08
	図書館	中央図書館	8	図書館	緑台2丁目5-25	1,459.68
		図書室分館	9	図書館香日向分館	香日向4丁目5-1	557.15
	博物館等	郷土資料館	10	郷土資料館	下宇和田58-4	1,557.41
			11	郷土資料館　民具資料展示室	下宇和田58-1	647.80
			12	旧幸手准看護学校脇プール	下宇和田58-4	677.70
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎﾟｰﾂ施設	市民体育館	13	市民文化体育館(ｱｽｶﾙ幸手)	平須賀2380-1	10,662.19
		弓道場	14	弓道場	幸手1956-3	209.76
		武道館	15	武道館	幸手1957-1	1,323.00
		ｻｯｶｰ場	16	少年ｻｯｶｰ場	神明内184	63.44
		ｶﾇｰ艇庫	17	ｶﾇｰ艇庫	内国府間403-1	98.93
		野球場	18	ひばりヶ丘球場	木立1929	2,378.34
		海洋ｾﾝﾀｰ体育館	19	海洋ｾﾝﾀｰ体育館	木立1779-3	1,493.56
		総合公園陸上ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	20	管理棟	木立1779-1	268.62
		神扇ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	21	神扇ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	神扇273	43.20
産業系施設	産業系施設	農村文化ｾﾝﾀｰ	22	西農村文化ｾﾝﾀｰ	千塚117	498.99
		勤労福祉会館	23	勤労福祉会館	中3丁目1-35	328.94
		市営釣場	24	市営釣場管理棟	神扇431-2	107.74
学校教育系施設	学校	小学校	25	幸手小学校	中3丁目11-41	7,483.87
			26	行幸小学校	円藤内460-2	4,521.62
			27	上高野小学校	上高野1009	5,077.61
			28	権現堂川小学校	神明内570	3,751.37
			29	吉田小学校	惣新田3159	4,441.68
			30	八代小学校	平須賀1丁目14	3,841.25
			31	長倉小学校	下川崎242	5,895.62
			32	さかえ小学校	栄2-90	6,148.51
			33	さくら小学校	幸手72	6,283.82
		中学校	34	幸手中学校	北1丁目7-4	9,008.97
			35	西中学校	下川崎387	9,249.53
			36	東中学校	平須賀2912-3	5,989.25
		幼稚園	37	吉田幼稚園	惣新田1478	1,206.48
子育て支援施設	保育所	保育所	38	第一保育所	幸手2265	713.37
			39	第二保育所	吉野450-9	986.01
			40	第三保育所	円藤内113	713.37
	幼児・児童施設	児童館	41	児童館	幸手1958-1	307.01
		放課後児童ｸﾗﾌﾞ	42	にじいろ児童ｸﾗﾌﾞ	幸手1958-1	123.10
			43	あおぞら児童ｸﾗﾌﾞ	中3丁目11-41	101.00
			44	ひまわり児童ｸﾗﾌﾞ	円藤内460-2	99.79
			45	たけのこ児童ｸﾗﾌﾞ	上高野1065	108.00
			46	たんぽぽ児童ｸﾗﾌﾞ	下川崎230	77.20
			47	風の子児童ｸﾗﾌﾞ	栄2-90	65.52
			48	たいよう児童ｸﾗﾌﾞ	下川崎387	312.96
			49	さくら児童ｸﾗﾌﾞ	幸手72	99.37
			50	さいかち児童ｸﾗﾌﾞ	神明内570	99.37
			51	いなほ児童ｸﾗﾌﾞ	惣新田3159	99.79
			52	八代っ子児童ｸﾗﾌﾞ	平須賀1丁目14	99.79
保健・福祉施設	保健施設	保健福祉総合ｾﾝﾀｰ	53	保健福祉総合ｾﾝﾀｰ(ｳｪﾙｽ幸手)	天神島1030-1	6,359.57
		地域包括支援ｾﾝﾀｰ	54	西地域包括支援ｾﾝﾀｰ	香日向4丁目5-1	37.50
	自立支援施設	自立支援施設	55	さくらの里	千塚10-1	278.24
			56	なのはなの里	東3丁目9-21	359.15
	高齢福祉施設	老人福祉ｾﾝﾀｰ	57	老人福祉ｾﾝﾀｰ	木立1513	1,444.35

施設分類			No.	施設名称	施設所在地	延床面積（m^2）
大分類	中分類	施設分類				
行政系施設	庁舎等	市庁舎	58	市庁舎	東4丁目6-8	5,896.09
		事務所	59	幸手駅西口土地区画整理事務所	南2丁目7-3	209.92
公営住宅	公営住宅	市営住宅	60	市営住宅	中3丁目5-32、36	3,052.64
公園施設	公園施設	便所、倉庫	61	上吉羽2号緑道	木立1830-1	18.30
			62	上吉羽中央公園	上吉羽2100-38	26.40
			63	宇和田公園	上宇和田543-6	19.30
			64	千塚西公園	香日向3丁目2032-3	29.80
			65	高須賀池公園	高須賀68-2	25.50
			66	幸手総合公園	木立1929	58.00
			67	平須賀南公園	平須賀1880-7	75.00
			68	神扇公園	神扇819-29	13.90
供給処理施設	供給処理施設	汚水処理場	69	香日向汚水処理場	香日向2丁目34	720.59
		最終処分場	70	一般廃棄物最終処分場	惣新田4282-4	144.48
		し尿処理・ごみ処理場	71	ひばりヶ丘桜泉園	木立1779-5	5,626.43
上水道施設	上水道施設	浄水場	72	第一浄水場	北1丁目18-19	2,217.28
			73	第二浄水場	平野923	4,206.70
公共下水道施設	公共下水道施設	中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場	74	汚水中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場	幸手5482-11	1,219.82
		農業集落排水処理場	75	農業集落排水処理場	外国府間589-4	130.64
その他の施設	消防施設	消防施設	76	団本部	高須賀430	74.52
			77	消防団第1分団	中3丁目6361-2	116.54
			78	消防団第2分団	円藤内703	105.16
			79	消防団第3分団	南2丁目969-6	105.16
			80	消防団第4分団	権現堂730-1	105.16
			81	消防団第5分団	下宇和田7-1	97.29
			82	消防団第6分団	平須賀2365-1	77.42
			83	消防団第7分団	中2丁目4-2	74.52
			84	消防団第8分団	下川崎507-1	74.52
	雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	85	第1ﾎﾟﾝﾌﾟ場	東2丁目9	19.00
			86	第2ﾎﾟﾝﾌﾟ場	緑台2丁目4	6.00
			87	第3ﾎﾟﾝﾌﾟ場	緑台1丁目27	6.00
			88	上高野1丁目調節池ﾎﾟﾝﾌﾟ場	上高野1丁目17	25.00
			89	香日向雨水排水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	香日向2丁目34	97.00
	その他の施設	旧消防団器具庫	90	旧消防団３－１器具庫	南1丁目474-1	49.68
			91	旧消防団４－１器具庫	北3丁目6445－11	39.74
			92	旧消防団４－２器具庫	神明内219-2	70.38
			93	旧消防団５－１器具庫	細野147-2外	74.52
			94	旧消防団６－１器具庫	戸島318-4	105.16
		心すこやか支援室	95	心すこやか支援室	東3丁目12-25	304.09
		旧保健ｾﾝﾀｰ	96	旧保健ｾﾝﾀｰ	幸手2262	880.41
		旧消防署東分署	97	旧消防署東分署	平野922	583.17
		旧香日向小学校	98	旧香日向小学校	香日向4丁目5-1	5,757.33
		旧八代会館	99	旧八代会館	戸島318-1	156.50
					延床面積（合計）	147,785.46

【備考】

① 旧香日向小学校は、図書館香日向分館及び西地域包括支援センターとして使用しており、残りの部分は学校法人に貸付けを行っています。

② 吉田幼稚園は、令和3年度末に閉園します。

幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん

幸手市公共施設等総合管理計画

平成２９年３月
（令和４年３月改訂）

発　行　幸手市
編　集　総合政策部　施設整備課
〒340-0192　埼玉県幸手市東 4-6-8
TEL 0480-43-1111